

# 第2次中央市教育振興基本計画

(令和2年度～令和11年度)

【中間見直し版】



令和7年3月

中央市

## はじめに

中央市では、教育施策の総合的な指針として、令和2年3月に「第2次中央市教育振興基本計画」を策定しました。本計画では、第1次の計画で打ち出した中央市の教育の基本は「まごころ」とあるとの基本理念を引継ぎ、「生きる力をはぐくむ教育」、「命を大切にす教育」、「信頼しあう教育」を進めてまいりました。

計画の策定から早5年が経過しようとしていますが、この間にも我が国における教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。大きな事象としては、まずは新型コロナウイルスの蔓延が挙げられます。日本全土に大きな影響を与えたこの出来事は、全国の学校の臨時休業など、当時の教育分野にも非常に大きな影響を与えました。コロナ禍が収束した現在においても、不登校の増加や関係団体の活動休止などその影響はいまだに残っており、感染症に強い体制の構築とともに、対応が求められています。

スポーツでは、令和3年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。本市出身の多くの選手も活躍し、スポーツの持つ力や魅力・楽しさなどが改めて市民に伝わったのではないかと思います。

令和5年に策定された国の新たな教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げており、「学び続ける人材の育成」、「共生社会の実現」、「共に学び支え合う社会の実現」、「教育DXの推進」などのキーワードも示されました。

今回の中間見直しでは、こうした新たな方針等を踏まえつつ、これまでの取組の振り返りを行い、計画の見直しを行います。本計画を効果的に推進することができますよう、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

中央市長 望月 智

# 目次

第1章 計画の中間見直しについて.....	1
1. 中間見直しの趣旨 .....	1
2. 本計画策定以降の国や県の動き .....	1
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 計画の期間.....	3
第2章 教育を取り巻く環境 .....	4
1. 教育を取り巻く社会的な環境の変化 .....	4
2. 本市の教育環境.....	13
第3章 現行計画の検証 .....	17
1. 教育の基本「まごころ」 .....	17
2. 第2次教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）の振り返り .....	18
第4章 課題の整理.....	29
第5章 中央市の教育の基本方針 .....	31
1. 教育の基本「まごころ」（計画の理念） .....	31
2. 市の教育が目指す将来像.....	32
3. 基本目標.....	33
4. 施策の体系.....	34
第6章 具体的施策と目標数値.....	35
基本目標1 次代を切り拓く力を養う教育の実現.....	35
基本目標2 生涯成長することができる学習環境の形成 .....	43
基本目標3 誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備.....	47
《重点施策》 .....	50
第7章 計画の進捗管理 .....	55
1. 進捗管理の考え方 .....	55
2. 進捗管理の方法.....	56
3. 教育委員会の事務点検及び評価 .....	56
資料編.....	57
1. 中央市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	57
2. 中央市教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	59
3. 策定経過.....	60

# 第1章 計画の中間見直しについて

## 1. 中間見直しの趣旨

本市では、令和2年度から令和11年度を計画期間とする「第2次中央市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という）を令和2年3月に策定しました。本計画では、全ての教育に関わる活動において「まごころ<sup>1</sup>」を基本とし、生きる力をはぐくむ教育・命を大切に作る教育・信頼しあう教育を推進することを基本理念に掲げ、教育に関する各種施策を推進してきました。

本計画においては、5年後に施策や具体的な事業内容等の見直し及び数値目標の再設定を行うこととしており、今回、令和2年度から令和6年度の取組に関する振り返りを行い、令和7年度以降の方針を改めて示します。

## 2. 本計画策定以降の国や県の動き

### (1) 国の動き

国においては、第3期計画期間の完了に伴い、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定しました。

第4期教育振興基本計画では、計画のコンセプトを「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とし、今後の教育施策に関する基本的な方針として「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の5つが示されました。また、これを達成するための教育政策の目標として16の項目が設定され、基本施策及び指標が示されました。

また、令和3年1月に中央教育審議会が答申した『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』では、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点が挙げられています。

### (2) 県の動き

山梨県においては、国の新たな計画も参酌し、令和6年3月に新たな「山梨県教育振興基本計画」を策定しました。

「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～」を基本理念に掲げ、3つの基本目標と11の基本方針の体系で今後5年間に取り組む施策を整理しています。

<sup>※1</sup> 「まごころ」を基本とした教育の基本方針については、33ページを参照

### 3. 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育を推進するための基本方針となるものであり、市が今後取り組むべき施策の方向性等を明らかにするものです。

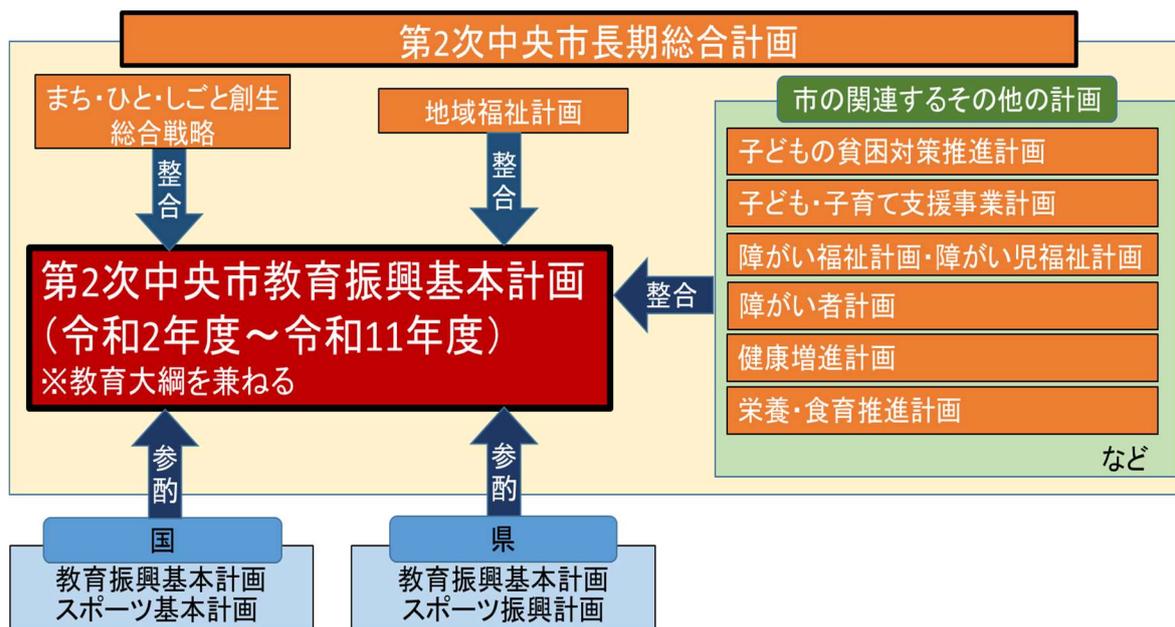
また、本市においては、総合教育会議において「中央市教育振興基本計画」を中央市の教育に関する大綱に位置づけると判断されましたので、そうした位置づけも含んでいます。

#### ○教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。





## 第2章 教育を取り巻く環境

### 1. 教育を取り巻く社会的な環境の変化

#### (1) 少子高齢化

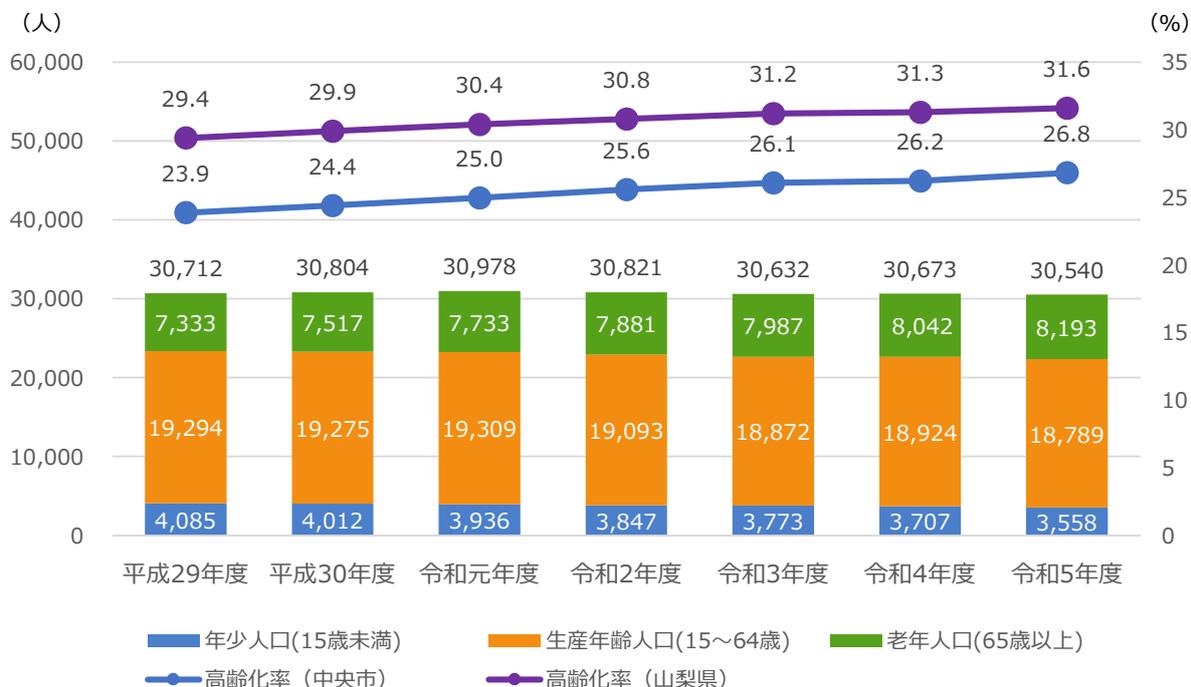
日本の人口は平成20年をピークとして急激な減少傾向にあり、2070年には総人口は現在の約7割にあたる8,700万人に減少し、高齢化率は2020年の28.6%から38.7%に上昇する世界でも例をみない高齢化社会が予想されています。

本市の人口は、平成29年からほぼ横ばいの状態にありますが、年齢3区分人口では、老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少しています。また、高齢化率は県と比較して低くなっていますが、年々増加しています。

このように、少子高齢化や人口減少が進む社会においては、社会の変化に対応した学習機会や学びを生かせる場の創設が期待され、その重要性も高まっていくと考えられます。

健康で生き生きとした活動的な市民が増えることで、地域コミュニティの維持と活性化も期待されます。

■中央市の人口（年齢3区分人口）



出典：住民基本台帳(各年度末日現在)

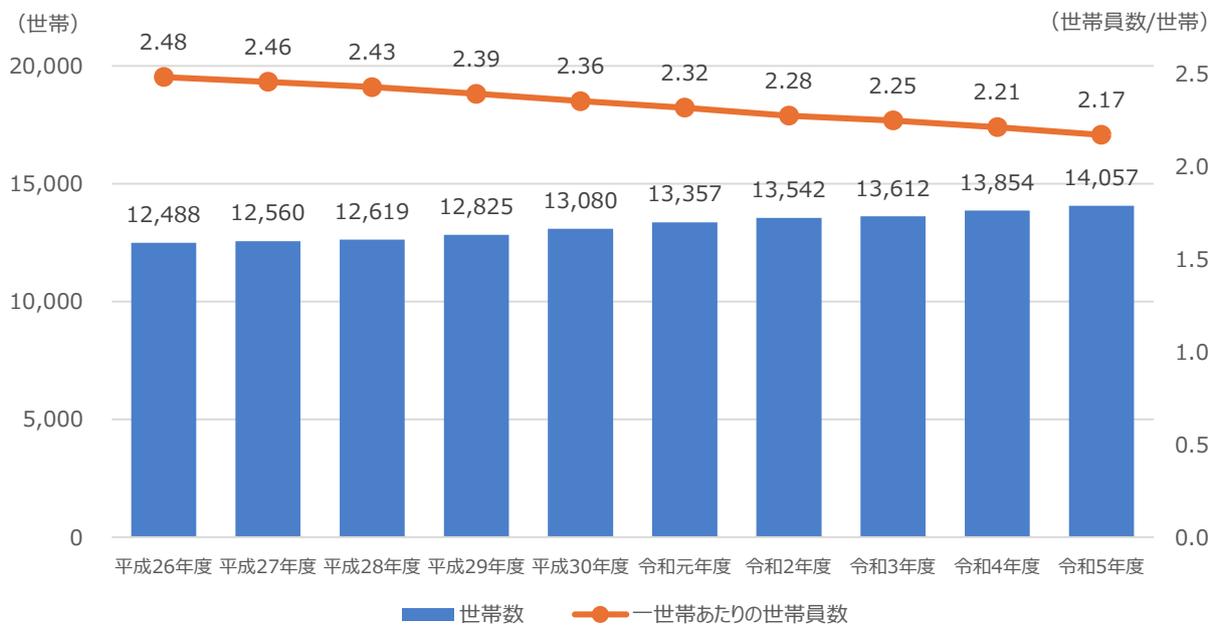
## (2) 核家族化

全ての教育の出発点は家庭教育にあると言われてますが、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供たちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。また核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が増えています。

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成26年度の12,488世帯から令和5年度には14,057世帯と1,569世帯増加しています。一方、一世帯あたりの世帯員数は、平成26年度の2.48人から令和5年度には2.17人と減少傾向にあります。

また、本計画策定時に実施したアンケートでは、市内小学校5年生、中学校2年生の家族構成の現状は、約7割が二世帯世帯、約1割が母子・父子世帯となっています。

### ■中央市の世帯数と一世帯あたり世帯員数



出典：住民基本台帳（各年度末日現在）

### ■中央市の家族構成別児童生徒の割合（市内小学校5年生、中学校2年生）



出典：中央市の教育に関するアンケート（令和元年9月）

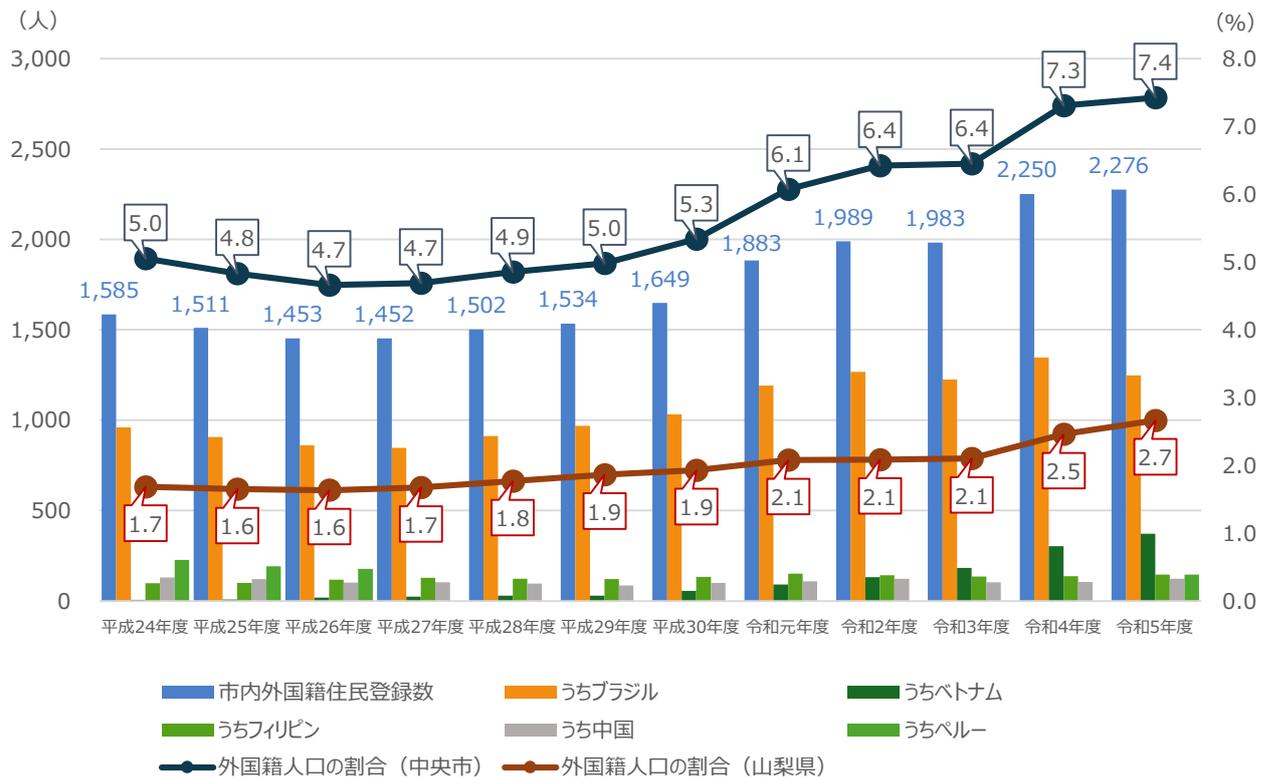
### (3) グローバル化

グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しており、グローバルな視点を身につけることの重要性が増しています。

その一方で、グローバルな視点だけではなく、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、地域づくりに積極的に参画する姿勢や態度も身につけていく必要があります。

本市の外国籍住民の人口は、平成 19 年度の 2,263 人をピークに減少していましたが、平成 28 年度以降再び増加しており、令和 5 年度には 2,276 人となっています。県内市町村のなかでは甲府市に次いで 2 番目に多く、ブラジル国籍の方が全体の半数以上を占め、最も多い状況にあります。

■中央市内の外国籍人口と割合



出典：在留外国人統計（各年 12 月

県人口は住民基本台帳人口（各年 12 月末）

市人口は月別人口・世帯数の推移（HP より）1 月 1 日現在

※平成 27 年度から令和 4 年度の間ペルー国籍の外国人についてはデータなし

## (4) 子供の社会的環境の多様化

### ①子供の貧困への対応

近年、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情などに左右され、自らの夢や希望に向かって生きる権利を手放さざるを得ない子供が少なくない状況にあります。

学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされており、「要保護者<sup>※2</sup>」と「準要保護者<sup>※3</sup>」を対象に就学援助を行っています。

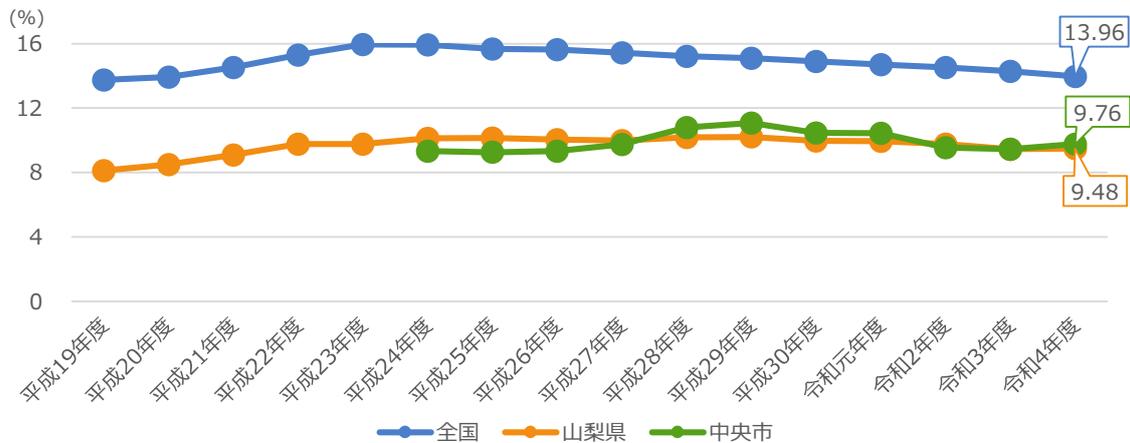
本市の要保護・準要保護児童生徒数は令和5年度で216人となっており、近年やや減少傾向にあります。就学援助率は全国平均を下回っていますが、県平均と同程度で推移しています。

■中央市の就学援助児童生徒数と就学援助率（小中全体）



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度末日現在）

■就学援助率（全国・山梨県との比較）



出典：文部科学省初等中等局児童生徒課（各年度7月1日現在）

※2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

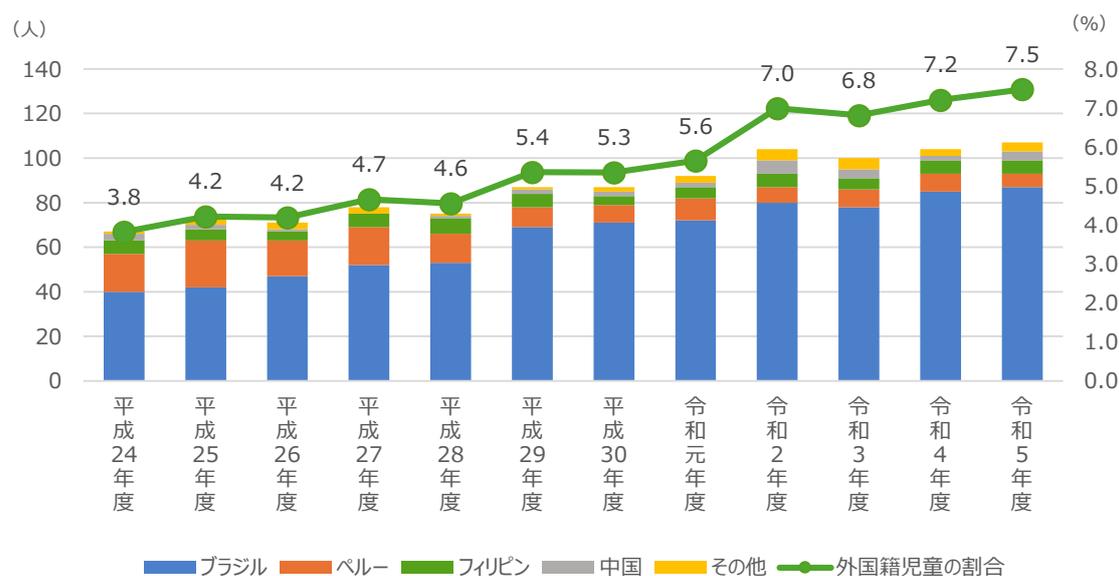
※3 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

## ②外国籍児童生徒数の増加

外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるなど、外国につながりをもつ子供は増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化している状況にあります。こうした子供たちが、一人ひとりの日本語の能力に応じた指導を受け、学習や生活の基礎を身につけるための支援を受ける必要性が増しています。

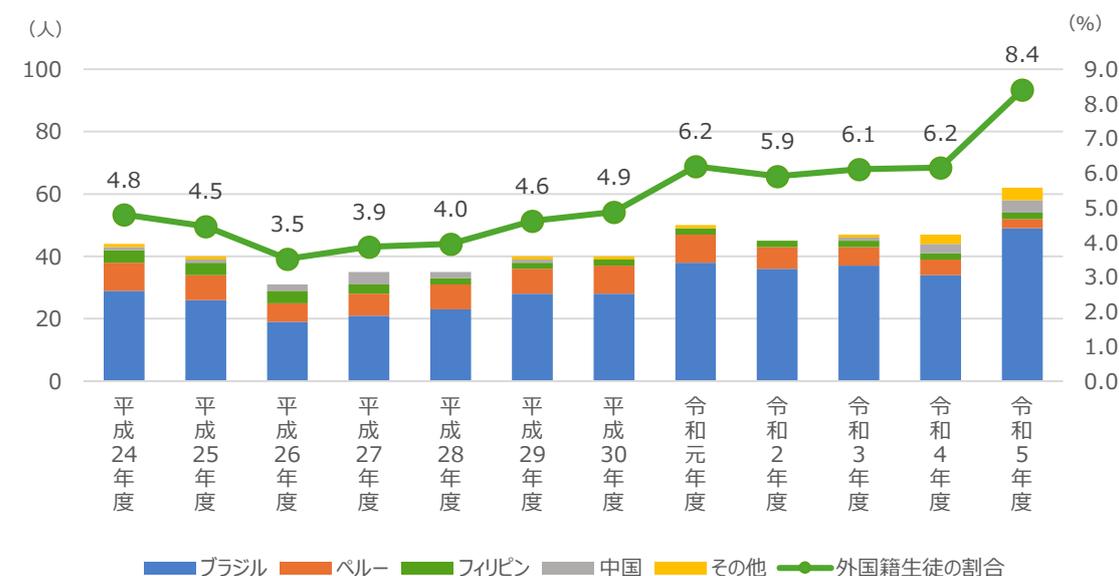
本市における外国籍の児童生徒数は近年増加傾向にあり、小中学校ともに令和5年度は平成20年度以降最も多くなっています。国籍はブラジルやペルーなど南米が多い傾向です。

### ■中央市の外国籍児童の数と割合（小学校）



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度〇〇現在）

### ■中央市の外国籍生徒の数と割合（中学校）



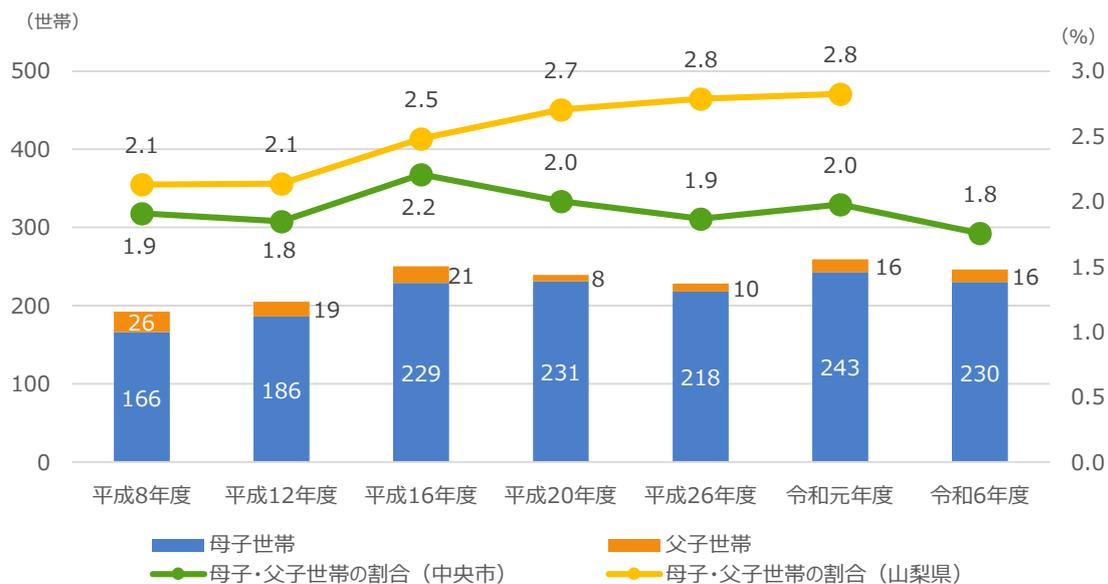
出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度〇〇現在）

### ③ひとり親世帯の増加

ひとり親世帯の子供は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習意欲が低下したり、進学をあきらめざるを得なくなったりする懸念があります。

本市におけるひとり親世帯数は令和6年度で 246 世帯となっており、全世帯に占める割合はほぼ一定で2%前後で推移しています。ひとり親世帯の内訳をみると平成12年度以降、母子世帯が9割を超え、父子世帯が1割未満となっています。

#### ■中央市の母子世帯、父子世帯数と割合



出典：ひとり親世帯等実態調査（山梨県）  
中央市教育委員会教育総務課

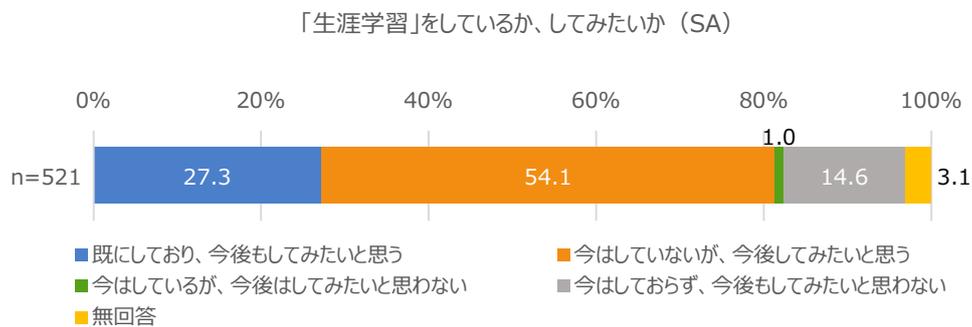
## (5) 人生 100 年時代の生涯教育・生涯スポーツ

医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。この人生 100 年時代をより豊かに生きるためには、生涯の様々なステージで必要となる資質・能力を身につけ発揮することが重要になります。これまでに学習した知識や技能が次の学習や日常生活につながり活用できた経験は、驚きや喜びだけではなく次の学びへの活力にもなります。身につけた知識・技能等を家庭や地域、余暇や仕事の場面で活用し、その経験をさらに次の学びに生かす生涯学習の形が求められます。

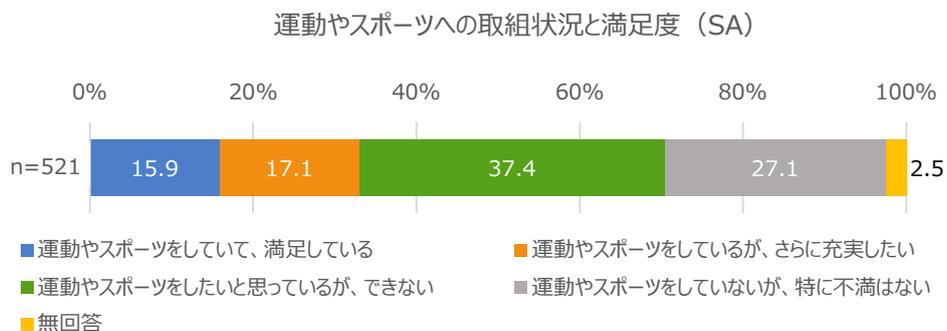
また、スポーツは心身の健康を増進するばかりでなく、人と人とを結ぶ架け橋となり、豊かで健全なコミュニティの創造にもつながります。人生 100 年時代のライフステージに応じたスポーツへの参加機会を増やしていくことが求められています。

本計画策定時に実施したアンケートでは、本市における生涯学習の取組状況は「今はしていないが、今後してみたいと思う」人が約 5 割半で最も多く、運動やスポーツへの取組状況では「運動やスポーツをしたいと思っているが、できない」「運動やスポーツをしていないが、特に不満はない」を合わせた“総じて運動やスポーツをしていない”人の割合が約 6 割半と高くなっています。

### ■ 中央市における「生涯学習」の取組状況



### ■ 中央市における運動やスポーツへの取組状況



## (6) インフラ整備の進展

### ①情報通信技術の進展

Society5.0<sup>※4</sup>の考え方に基づく「超スマート社会」の実現を目指す取組が継続的に進められ、近年はテレワークの拡大や AI 活用の加速など、実際に私たちの身近な生活のなかに情報通信技術が取り入れられるようになってきました。

こうした流れは教育の分野にも波及しており、国の新たな教育振興基本計画においても、社会全体の DX 化が加速していくなかで、教育分野で ICT<sup>※5</sup>を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠であるとされています。

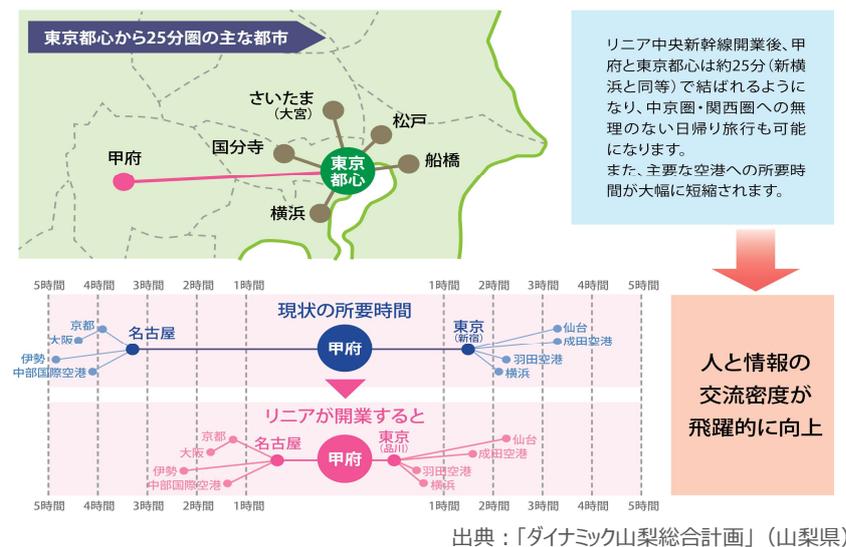
現在は、GIGA スクール構想<sup>※6</sup>による一人一台端末の整備などが進められているところであり、今後は ICT 環境の充実と併せて、これらを活用していく人材を育成していくことが求められます。

### ②交通インフラ整備の進展（リニア中央新幹線の整備）

リニア中央新幹線（東京・名古屋間）の開業（令和9年度以降）による本市近隣への駅の設置が予定されています。開業後には、国内外との交流の拡大や、豊かな自然環境を活かした福祉・医療産業の展開など、新たな産業の創出が期待されるほか、研究開発者が集まる研究・交流拠点となる可能性も秘めており、県内産業が飛躍的に発展することが期待されています。

近隣にリニア駅の設置が予定されている本市においては、こうした産業や交流の拠点を最大限に活用していくことが重要であり、そのための人材を育成していくことが求められます。

#### ■リニア中央新幹線開業による所要時間



<sup>※4</sup> 我が国が目指すべき未来社会として、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、我が国が提唱したコンセプト。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている

<sup>※5</sup> Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる

<sup>※6</sup> 一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現すること

## (7) 教育政策の変化

学習指導要領<sup>※7</sup>は概ね10年に1回のペースで改訂が行われており、現行の学習指導要領は令和2年度より小学校から順次全面実施となっています。

本学習指導要領では、これからの教育課程の理念を、『よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る』という目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。」と定義しており、学校と地域の連携・協働が重要視され、“学校を核とした地域力の強化”が求められています。また、子供たちが未来の社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成するため、英語の教科化及びプログラミング教育<sup>※8</sup>が必修化されたほか、深刻ないじめ問題、コミュニケーションツールの利用にかかる問題、地域や家庭の教育力の低下による問題などから、道徳が「特別の教科道徳」として教科化されました。

次期の改訂に向けては、議論すべきポイントをまとめた「論点整理」が令和6年9月に公表され、12月には中央教育審議会に諮問がなされました。諮問では、「①質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方」、「②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」、「③各教科等やその目標・内容の在り方」、「④教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策」の4つを主な検討事項としており、今後、改訂作業が本格化していくなかで、内容を注視し本市の次期計画に適切に反映していく必要があります。

---

<sup>※7</sup> 全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準

<sup>※8</sup> 小学校におけるプログラミング教育：①「プログラミング的思考」を育成すること②プログラムや情報技術の社会における役割に気づき、それらを上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を育むこと③各教科等の中で実施する場合については、「教科等での学びをより確実なものにする」こと  
中学校におけるプログラミング教育：プログラミング的思考を含む情報活用能力を育成していきことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、技術・家庭科技術分野の内容において指導すること

## 2. 本市の教育環境

### (1) 小学校

小学校は、山梨大学医学部附属病院内に併設されている玉穂南小学校下河東分校を含め7校あり、各小学校の学級数は児童の数等に応じて年度ごとに増減があります。

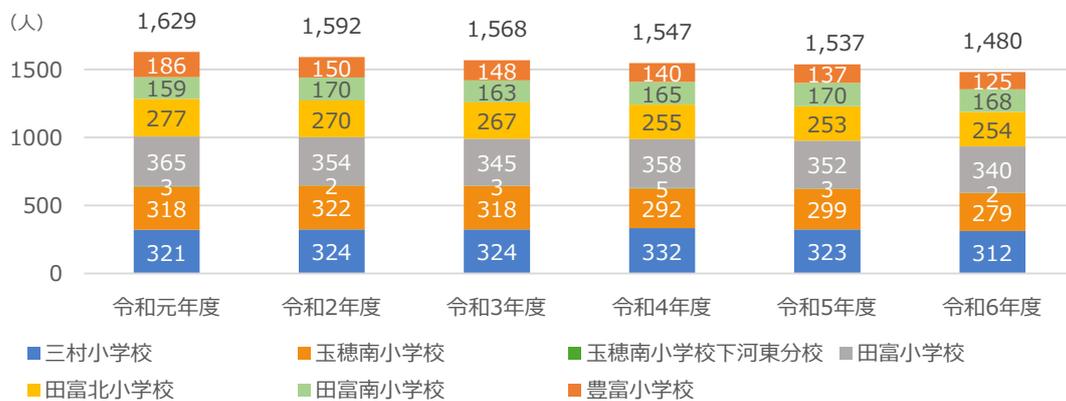
全体的に児童数は減少傾向にあり、令和元年度は1,629人でしたが、令和6年度には1,480人となり149人減少しています。一方、特別な支援を必要とする児童数は増加傾向にあります。

#### ■学級数



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

#### ■児童数



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

#### ■特別支援学級の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数(校)	7	7	7	7	7	7	7
学級数(級)	13	13	14	15	15	18	18
児童数(人)	39	45	52	60	71	72	65

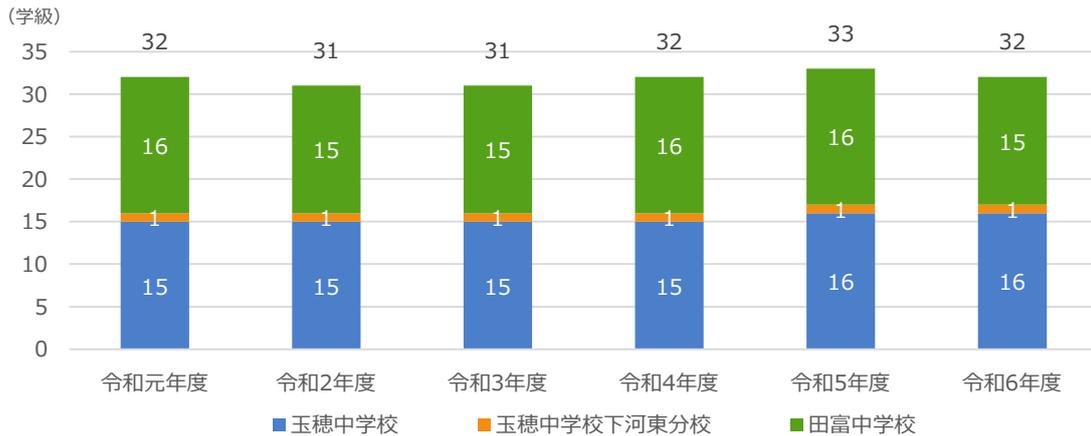
出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

## (2) 中学校

中学校は、山梨大学医学部附属病院内に併設されている玉穂中学校下河東分校を含め3校あり、各中学校の学級数は生徒の数等に応じて年度ごとに増減があります。

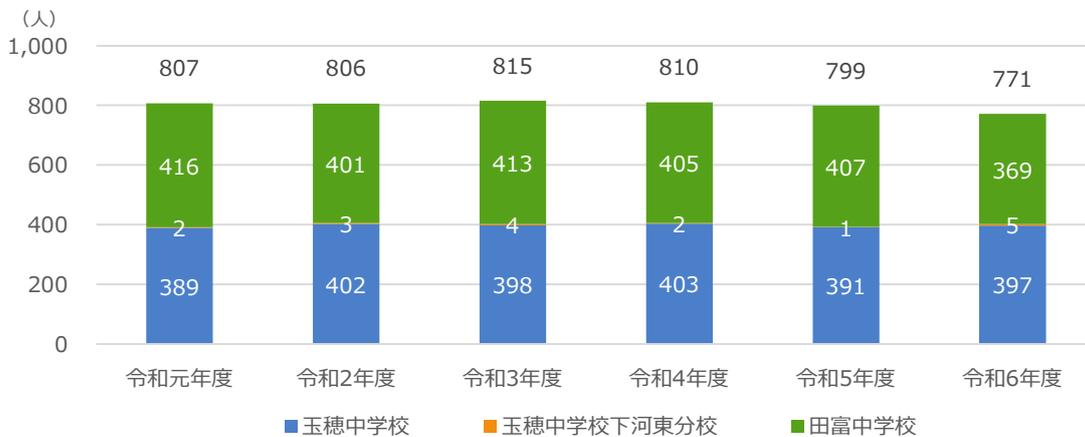
全体的に生徒数はやや減少傾向にあり、令和元年度は807人でしたが、令和6年度には771人となり36人減少しています。一方、特別な支援を必要とする生徒数は増加傾向にあります。

### ■学級数



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

### ■生徒数



出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

### ■特別支援学級の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数(校)	3	3	3	3	3	3	3
学級数(級)	5	6	7	6	6	7	9
生徒数(人)	19	19	30	25	27	33	40

出典：中央市教育委員会教育総務課（各年度5月1日現在）

### (3) 社会教育施設

市内には、社会教育施設として、図書館（生涯学習館含む）が3施設と、豊富郷土資料館、豊富中央公民館が設置されています。

#### ① 図書館

施設名	玉穂生涯学習館	田富図書館	豊富図書館
施設内容	ロビー、開架コーナー、A Vコーナー、地域資料室、対面朗読室、閉架書庫、第一研修室、第二研修室、読書室、視聴覚ホール 等	開架コーナー、ブラウジングコーナー、A Vコーナー、地域資料室、視聴覚室、展示ギャラリー、閉架書庫、対面朗読室 等	開架コーナー
延べ床面積 (㎡)	2,223	1,167	80
蔵書点数 (点)	160,568	145,897	23,677
貸出し数 (点)	163,688	133,083	7,772
利用者数 (人)	31,038	26,007	1,767

※令和5年度実績

#### ② その他

施設名	豊富郷土資料館	豊富中央公民館
施設内容	展示室4箇所、展示コーナー、シアタールーム	第一会議室、第二会議室、第三会議室、多目的ホール、研修室1、研修室2

#### (4) 生涯スポーツ施設

市内には、生涯スポーツ施設として、グラウンド、体育館、プール、弓道場、テニスコート、多目的広場などが設置されています。

施設名	施設内容
玉穂B & G 海洋センター	大人用プール（25m・6コース） 幼児・低学年用プール
与一弓道場	弓道（10人立）
浅利弓道場	弓道（5人立）
浅利テニスコート	オムニコート2面
玉穂ふるさと ふれあい広場	多目的広場（11,500㎡）（ソフトボール・野球・サッカー ・グラウンドゴルフ・テニスコート・ゲートボール場）
豊富農村広場	多目的広場（7,950㎡）（ソフトボール・野球 ・グラウンドゴルフ・ゲートボール）
農村公園	人工芝グラウンド（9,774㎡）（サッカー・グラウンドゴルフ）
総合防災公園	スポーツ広場（2,950㎡）（フットサル・テニス・3on3） サッカー場（5,445㎡）（サッカー・グラウンドゴルフ） 芝生広場（4,774㎡）（サッカー・グラウンドゴルフ）
田富北体育館	アリーナ（532㎡）（バレー・バドミントン・卓球・体操 ・バウンドテニス）

## 第3章 現行計画の検証

これまで、中央市教育委員会では「まごころ」を教育の基本に掲げ、生きる力をはぐくむ教育（生）、命を大切にす教育（命）、信頼しあう教育（信）を推進してきました。

本章では、計画の前半期間である令和2年度から令和6年度の実施について検証を行い、次章の課題の整理のための基礎資料とします。

### 1. 教育の基本「まごころ」

#### ○中央市の教育の基本（平成18年12月4日制定）

##### 「まごころ」

- ・ 生きる力をはぐくむ教育（生）
- ・ 命を大切にす教育（命）
- ・ 信頼しあう教育（信）

#### ○中央市教育の日（まごころの日）（平成21年1月6日制定）

##### <趣旨>

私たちは、人格の完成をめざし、心身共に健康な市民の育成を期し、「中央市の教育の基本」として「まごころ」を掲げ、生きる力をはぐくむ教育、命を大切にす教育、信頼しあう教育を推進しています。

中央市の「中」には「こころ」、「央」には「求める」という意味もあります。実り豊かな市をつくるためには、実り豊かな教育環境が必要です。

市民一人ひとりが「中央市の教育の基本」に思いをいたし、自分をふりかえり、まごころをはぐくみ、豊かな教育環境をつくる契機とするため、中央市が誕生した2月20日を、「中央市教育の日（まごころの日）」として、ここに制定します。

#### ○第2次中央市長期総合計画（抜粋）（平成30年3月策定）

本市の教育振興の在り方を定めた、中央市教育振興基本計画による「まごころ」を基本に、生きる力をはぐくむ教育・命を大切にす教育・信頼しあう教育を推進し、中央市教育の日（まごころの日）を広報紙や市ホームページ等を活用して市民に周知し、理解促進に努めます。

## 2. 第2次教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）の振り返り

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
次代を切り拓く力を養う教育の実現	調和のとれた知・徳・体を育成します	確かな学力の育成	<p>【確かな学力を伸ばす教育体制の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校の教員を対象とした、その年の課題に沿った研修や児童生徒の指導に対する研修の実施。</li> <li>学力向上推進委員会における全国学力・学習状況調査結果の分析及び学力向上に向けた取組についての情報共有等の実施。</li> <li>学校全体の言語環境の整備を目的とした、図書館の蔵書の充実。</li> <li>支援が必要な児童生徒へきめ細かな教育の充実を行えるよう、市単職員の配置及び年2回の研修会の実施。</li> <li>実用数学技能検定、日本漢字能力検定等の受検費用に対する助成制度の開始。</li> </ul> <p>【確かな学力を伸ばす教育方法の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを効果的に活用した授業の改善。</li> <li>児童生徒の「自由に表現し、自分の考えを相手に伝える能力」の向上を目的としたICTを活用した授業の実施。</li> <li>理解が不十分な児童生徒の学力向上支援のための、小中学校への支援スタッフの配置。</li> </ul> <p>【英語をはじめとした外国語教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校で各校に1名ずつ、小学校で3校に1名の割合での外国語指導助手（ALT）の配置。</li> <li>実用英語技能検定の受検費用に対する継続的な助成。</li> </ul> <p>【情報活用能力の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内全ての小中学校への一人一台端末の整備。</li> <li>ICT支援員の各校への配置。</li> <li>各校のICT活用状況などの情報共有を図るためGIGAスクール推進委員会の開催。</li> <li>インターネットやSNS等に関する事件や犯罪に対する危険性を学ぶ教育の実施。</li> </ul> <p>【キャリア教育<sup>※9</sup>の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校での社会的・職業的自立に向けて必要となるキャリア教育の実施。</li> </ul> <p>【安全・防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災計画や学校安全計画の作成及び見直しの実施。また、計画に基づいた訓練の取組の推進。</li> <li>児童生徒が地域の避難訓練に参加するために、学校・自治会・市関係課と協議し、連携や協働体制の構築。</li> <li>通学路における交通指導員による巡回指導の実施。</li> <li>自転車教室、交通安全教室の開催。</li> <li>小中学校・保護者・地域・関係機関で構成される通学路安全推進会議における通学路の安全点検を受けての危険箇所の整備。</li> <li>一斉メール配信を活用した不審者情報などの保護者への迅速な提供。</li> </ul>

※9 子供・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目的とする教育的働きかけ

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
			<p>【主権者教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員による明るい選挙出前講座、模擬選挙の実施。</li> <li>行政相談員による行政相談出前教室の実施。</li> </ul>
		豊かな心の育成	<p>【道徳教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の教科化による小中学校における道徳教育の充実。</li> </ul> <p>【生徒指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒における諸問題を担任一人で解決しようとせず、学校全体で共有し、チームで対応する生徒指導の体制づくりの推進。</li> <li>教職員が行う児童生徒が安心していられる「居場所づくり」や、児童生徒自身が行う「絆づくり」の取組の推進。</li> </ul> <p>【いじめ問題に対する取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校全体でのいじめの未然防止、早期発見、迅速で適切な対応の組織的な推進。継続的な経過観察の実施。</li> <li>生活アンケート調査などを活用した日頃からの児童生徒の人間関係の把握。</li> <li>インターネット上のいじめに対する情報モラル教育の推進。</li> <li>中央市いじめ対策連絡協議会でのいじめの認知状況についての情報共有。</li> </ul> <p>【不登校問題に対する取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欠席が続く児童生徒への家庭訪問の実施。</li> <li>不登校につながらないよう、楽しく居場所のある学級づくりの実施。</li> <li>各校における、学級担任をはじめ、教育相談担当や生徒指導担当等の教員を中心とした本人や保護者との良好な関係づくりの推進。</li> <li>長期欠席児童生徒の保護者やスクールカウンセラー<sup>※10</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>※11</sup>及び、にじいる教室<sup>※12</sup>等関係機関と連携した取組の実施。</li> </ul> <p>【多様性を理解する教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央市国際交流協会と連携し、外国籍住民との共生の意識向上を目的とした交流会の開催。</li> </ul> <p>【教育相談の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校への心の相談員の配置。</li> <li>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる個別のケースに応じた相談の対応。</li> </ul> <p>【体験を重視した教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団宿泊体験、自然体験活動、職場体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、直接体験を重視した教育の推進。</li> <li>授業や部活動における地域人材の活用の検討。</li> </ul> <p>【読書活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>読書週間、朝読書、ボランティア（保護者等）による読み聞かせ等読書をする機会の実施。</li> </ul>

※10 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う者

※11 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験等のある者

※12 不登校状態の児童生徒が、安心して楽しく通い、仲間とふれあうことによって、自立心を養うための場所として市が設置した教育支援センター

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
			<p>【福祉教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校における高齢者疑似体験、車いす体験、福祉講話等の実施。</li> <li>自他の命の尊重と親への感謝、親になることの意味と責任などを考えられるようになることを目的とした思春期ふれあい体験学習（赤ちゃん抱っこ体験）の実施。</li> </ul> <p>【人権教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護委員による人権教室の実施。</li> <li>人権の花運動の実施。</li> </ul>
		<p>健やかな体の育成</p>	<p>【健康教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての小中学校の、学校保健委員会において保護者対象の学校医による講演会の開催。</li> <li>関係機関と連携した、コロナやインフルエンザ等の感染症対策の推進。</li> </ul> <p>【子供のスポーツ機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども運動教室の開催。</li> <li>弓道教室、グラウンドゴルフ教室、サッカー教室の開催。</li> <li>ボッチャ、ストラックアウト、輪投げの体験会の開催。</li> </ul> <p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校5年生総合的な学習における米に関する学習及び米作り体験の実施。</li> <li>地場産物を使った給食の提供。また、栄養士から児童生徒へ食材についての説明の実施。</li> <li>給食センターの見学、給食を作っている様子を収めたDVDの小中学校への配布などによる、食品ロスについて考える機会の提供。</li> <li>食物アレルギー対応ガイドラインに基づく、アレルギーを持つ児童生徒への安全・安心な給食の提供。</li> <li>市内農業者が生産した減農薬栽培ヒノカリの市内小中学校への学校給食米としての提供。</li> <li>市内の農家による特産品であるとうもろこしの栽培体験の機会提供。</li> <li>市内児童館イベントにおける、地域おこし協力隊員による「糖度についてまなぼう！」の実施。</li> <li>教育ファーム事業（市内保育所・認定こども園に通う未就学児を対象としたミニトマトの収穫体験、米作り体験）の実施。</li> </ul>
		<p>幼保・小・中の連携</p>	<p>【幼保・小中の連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校と保育所、認定こども園との情報共有や見学などの連携による円滑な接続の推進。</li> <li>年長児担当保育士による、小学校における授業参観、年長児の情報交換、スタートカリキュラム、5歳児カリキュラムの確認等の実施。</li> <li>小学校教職員による年長児の授業参観。</li> <li>年長児の小学校行事への参加。</li> <li>小中学校間での情報交換や交流・見学を含めた連携の推進。</li> </ul> <p>【幼児教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>やまなし幼児教育センター主催の研修会への参加。</li> </ul>

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
	学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります	学校と家庭と地域の連携強化	<p>【コミュニティ・スクール<sup>※13</sup>の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内全ての小中学校での学校運営協議会の設置。</li> </ul> <p>【安全・安心な居場所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や長期休業等の際、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の居場所としての放課後児童クラブの実施。</li> <li>社会福祉協議会による学習支援事業として指導者のいる学習する場や居場所、食事の提供。</li> <li>学習する場の確保、居場所づくりや食事の提供。</li> </ul> <p>【地域との交流・体験を重視した教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央市ふるさと大使である須貝英大選手による小中学校での講演会の実施。</li> <li>本市出身オリンピック出場選手の母による子育て等の講演会の実施。</li> <li>地域の高齢者を講師として依頼し、昔遊び等を行う交流会の実施。</li> <li>自分たちが住む地域を知り、郷土愛を育む教育の推進を目的とした小学校3・4年生が使用する社会科副読本の改訂。</li> <li>各小学校の「子どもまもり隊」など、登下校時の見守り活動の実施。</li> </ul> <p>【大学との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の大学生が学生ボランティアとして小中学校の教育現場において学習支援や日本語指導等の実施。</li> <li>子供から大人まで世代を超えて未来につながる健康づくりをサポートするプロジェクトの一環として、市内小中学校8校で山梨大学医学部附属病院の医師による授業の開催。</li> </ul>
		家庭・地域の教育力の上	<p>【家庭の教育力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭において親と子供と一緒に作るまごころ弁当の日の実施。</li> <li>企業と協賛して家庭で共に考える標語づくりの取組の実施。</li> <li>保健師と連携した保護者への相談対応の実施。</li> <li>青少年育成中央市民会議<sup>※14</sup>による小中学生を対象とした「家庭の日」「青少年を育む日」の作文、標語等の作品募集。</li> <li>子ども・若者育成支援推進大会<sup>※15</sup>の開催。</li> </ul> <p>【地域の教育力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成中央市民会議構成員等によるあいさつ声掛け運動の実施。</li> </ul> <p>【家庭教育支援と青少年健全育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み期間における青少年を対象にした夏期防犯パトロールの実施。</li> <li>放課後子供教室<sup>※16</sup>の開催。</li> </ul>

※13 コミュニティ・スクールについては、53ページを参照

※14 各種団体、学校関係、各地区の役員などの幅広い関係者が参画して、次代を担う中央市の青少年の健全育成を図るために設置した会議

※15 青少年健全育成に対する意識の高揚を図るため「家庭の日」の啓発作品の表彰や発表を実施する大会

※16 子供たちにとって安全・安心な居場所をつくり、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む放課後等支援活動

【基本目標 1 の施策にかかる数値目標】

指標	H30 実績値	R5 実績値	R6 目標値
全国学力・学習状況調査の県平均正答率との比較割合	小 95.3% 中 96.8% (令和元年度実績)	小 99.2% 中 104.5%	小 100% 中 100%
ALT の配置数	4 人 (令和元年度実績)	4 人	6 人
市内に住む中学生の実用英語技能検定料助成金申請者の割合	16.85%	16.4%	30.0%
キャリア・パスポート <sup>※17</sup> の活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合	小 - 中 -	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
山梨県新体力テスト・健康実態調査（全種目）の全国平均との比較割合	小 95.3% 中 97.8% (令和元年度実績)	小 96.0% 中 98.2%	小 100% 中 100%
学校運営協議会設置校数	1 校 (令和元年度実績)	8 校	8 校
子どもまもり隊への加入者数	147 人 (令和元年度実績)	136 人	180 人

- 全国学力・学習状況調査における平均正答率は、毎年、概ね目標値である県平均正答率の 100%前後で推移しています。
- ALT については、中学校全校で配置が完了し、小学校では兼務で配置が完了しました。
- 英語検定料の助成については、毎年概ね 17%前後で推移しています。令和 5 年度の実績値は平成 30 年度実績値を下回る 16.4%となっており、目標達成に向け、継続した取組が求められています。
- キャリア・パスポートについては、令和 5 年度時点で全ての小中学校で導入・活用されており、令和 6 年度の目標を達成しています。
- 山梨県新体力テスト・健康実態調査（全種目）の令和 5 年度の実績値は平成 30 年度を小中学校共に上回っておりますが、目標達成に向け継続した取組が求められています。
- 学校運営協議会については、全ての小中学校で設置が完了しています。
- 子どもまもり隊の加入者数は、令和 5 年度実績で 136 人と、平成 30 年度実績値を下回っています。

※17 学習指導要領の特別活動において学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に児童生徒が、活動を記録したり蓄積するために使用する教材。小学校から高校まで学校間で引き継ぎ 12 年間使用する

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
生涯成長することができる学習環境の形成	いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります	生涯学習の推進	<p>【多様な学習機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな世代の学習ニーズに応えるため、歴史・食・健康・生活・文化などの生涯教育講座の開催。</li> <li>65歳以上の高齢者が心身ともに充実した人生を送れるよう様々な学習会を行うまごころ学園の開催。</li> <li>親子で触れ合いながら体験できる親子体験教室の開催。</li> <li>多様な学習機会を提供するため、広報紙・ホームページ等の活用。</li> </ul> <p>【市民が取り組む生涯学習活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央市文化協会や中央市歴史文化ボランティアの会など各種団体と生涯学習を推進するために連携・支援。</li> <li>生涯学習や創作活動の成果を発表する場としての文化祭の開催支援。</li> <li>生涯学習活動の意欲向上のために文化協会の活動へ支援。</li> <li>学校や学年の区別なく参加者が協力し合いながら様々な体験をするキッズアカデミーの開催。</li> </ul> <p>【社会教育施設の管理・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊富中央公民館の利便性向上のために夜間・土日の受付配置。</li> </ul>
		生涯スポーツの推進	<p>【ライフステージに応じたスポーツ活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ推進委員協議会主催による、市民を対象としたウォーキングの開催。</li> <li>スポーツ協会の各競技団体が主体となった初心者等を対象とした弓道やグラウンドゴルフ教室の開催。</li> <li>子供から大人までスポーツを体験することを目的とした中央市スポーツフェスティバルの開催。</li> <li>誰もが普段の生活に簡単に取り入れられる運動等を紹介する、シニアを対象とした運動教室や女性を対象としたサッカー教室等の開催。</li> </ul> <p>【生涯スポーツ環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会対抗で相互の親睦を図ることができるソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、ソフトバレーボール大会等の開催。</li> <li>様々なスポーツに触れられる機会のひとつとして、本市出身の選手が出場したパリオリンピック卓球競技のパブリックビューイングの開催。</li> <li>日常的にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ協会の各競技団体、スポーツ少年団や一般スポーツ団体へスポーツ施設、学校体育施設の一般開放。</li> <li>スポーツ協会の各競技団体やスポーツ少年団を対象に、県外スポーツ大会への出場団体に対する補助金の交付。</li> <li>スポーツ推進に努め、顕著な功績を残した個人、団体等を表彰し、広報紙等へ掲載。</li> <li>プロスポーツ選手との交流を通じ、スポーツの楽しさや技術を知るためのVF甲府サンクスデーの実施。</li> </ul> <p>【スポーツ施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合防災公園を整備。</li> </ul>

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
			<p>令和4年度完成：総合防災公園スポーツ広場 (フットサル、テニス)</p> <p>令和5年度完成：総合防災公園サッカー場、芝生広場 (サッカー、グラウンドゴルフ)</p>
		図書館活動の推進	<p>【魅力ある生涯学習館、図書館づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりや地域の振興、地域活性化の核となるよう、音楽鑑賞会、映画鑑賞会、作品展示等の開催。</li> <li>図書資料等の提供充実のため、県立図書館、近隣市町の図書館、学校図書館等との連携協力。</li> <li>地域人材を活用した図書館運営を進めるため、図書館ボランティア養成講座の開催。</li> <li>ホームページなどを充実させるため中央市立図書館公式インスタグラムの開設。</li> <li>図書館利用者の増加につなげるため、広報紙やホームページ、インスタグラムを活用したイベント、蔵書情報、図書館の活用方法などの図書館の魅力の提供。</li> </ul> <p>【子供の読書活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>読書好きな子供を育てるため、7か月健診や小学校入学時及び中学校卒業時に本を贈るブックプレゼント事業の実施。</li> <li>子供たちに質の高い読書活動の機会を提供するため、図書館職員等による定例おはなし会、絵本作家や児童文学作家による児童文学講演会等の開催。</li> <li>広報紙やホームページ、インスタグラムを活用した、おすすめ本紹介やブックリスト等の情報提供。</li> <li>本を読む楽しさを知る機会の充実を図るため、保育所、認定こども園、小中学校、児童館、子育て支援センター等での読み聞かせの実施。</li> </ul>
		歴史・文化の継承	<p>【伝統や文化等に関する学習の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財を後世に引き継ぐための保存修理への指導・支援。</li> <li>郷土愛を深めるための情報の広報紙への定期掲載（歴史が真ん中）。</li> <li>豊富郷土資料館と各種ワークショップやわんぱくの一まつり等を共同開催し、資料館を活用した体験学習の充実。</li> </ul> <p>【伝統文化に親しむ場と機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の振興と市民の文化力向上のため、文化協会主催による文化祭の開催。</li> <li>地域の歴史として残されてきた市指定文化財粘土節<sup>※18</sup>の保存活動への支援。</li> </ul> <p>【文化・芸術体験の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史の理解を深めるため、市学芸員による出前授業、歴史講座の定期開催。</li> </ul>

※18 釜無川堤防工事で歌われた作業歌

【基本目標2の施策にかかる数値目標】

指標	H30 実績値	R5 実績値	R6 目標値
生涯学習事業 <sup>※19</sup> への参加者数	5,764 人	5,422 人	6,800 人
市が所有するスポーツ施設の利用者総数	174,792 人	211,951 人	215,000 人
市立図書館の貸出し点数	383,176 点	304,543 点	400,000 点
歴史・文化に関する事業への参加者数	784 人	1,569 人	1,000 人

○生涯学習事業への参加者は、令和5年度実績で5,422人と、平成30年度実績値を下回っています。

○スポーツ施設の利用者は毎年増加傾向であり、令和5年度実績で211,951人となっています。

○市立図書館の貸出し点数については、令和5年度実績で304,543点と、平成30年度実績値を下回っています。

○歴史・文化に関する事業への参加者は令和5年度実績で1,569人となっており、令和6年度の目標を達成しています。

※19 生涯にわたって学び続けることを目的として、学習機会を提供したり、学習を支援したりする事業

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
誰もが 確かな学びを 受けられる 教育体制 の整備	多様なニーズへ 対応するための 教育機会の創出 と充実を図ります	教育機会の 保障	<p>【特別支援教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校への学習支援員や生活支援員の配置。</li> <li>児童生徒の発達検査が実施できる職員の配置。</li> <li>教育指導監を中心に、保護者や小中学校及び関係機関と連携した児童生徒の適切な就学支援の実施。</li> <li>個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成。児童生徒にとって有効な支援の記録及びそれを活用した支援の継続的な実施。</li> </ul> <p>【貧困対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に困難を抱える世帯への就学援助費の支給。</li> <li>特別支援学級の児童生徒がいる世帯への特別支援奨励費の支給。</li> </ul> <p>【不登校児童生徒の教育の機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>にじいる教室の設置による、不登校児童生徒の基礎学力の補完、基礎的生活習慣の改善のための相談や適応指導の実施。</li> </ul> <p>【外国にルーツを持つ子供への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校への通訳の配置。</li> <li>日本語指導を行うための市単職員の配置。</li> <li>外国にルーツのある児童生徒を対象として学習支援、生活支援を行う「外国籍児童生徒第三の居場所事業」の実施。</li> <li>小中学校における就学援助世帯を対象に学習の基礎を身に付ける学習会や調理実習等の体験学習の実施。</li> </ul>
		学校施設の 整備	<p>【学校の ICT 環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育分野における中央市教育 ICT 推進計画の策定。</li> <li>小中学校における ICT 環境の整備。</li> <li>教職員用端末の更新。</li> </ul> <p>【安全安心な教育環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備の計画的な整備。</li> <li>小中学校施設長寿命化計画等に基づく学校施設の新築・改築・改修。</li> <li>樹木医による小中学校内樹木の点検と計画的な剪定。</li> <li>小中学校に設置してある遊具、部活動で使用する大型備品等の点検及び老朽化した遊具の計画的な整備の実施。</li> <li>安全で快適な教育環境整備として、正門等改修、階段への落下防止柵の設置、教室内の照明器具の LED 化の整備の実施。</li> <li>小中学校のバリアフリー化の推進として階段昇降機、多目的トイレの整備。</li> <li>教室内の机・椅子の計画的な更新。</li> <li>小中学校へ感染症対策として、空気清浄機の整備。</li> <li>熱中症対策として冷水器の整備。</li> </ul>
		学校における 働き方改革の 推進	<p>【教員の多忙化改善の取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤怠管理システムの導入。</li> <li>「きずなの日<sup>※20</sup>」の実施。</li> </ul>

※20 放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、定時以降早めに退校すること

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な取組実績
			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小中学校における学校閉庁日の設定と実施。</li> <li>• 留守番電話の計画的な設置。</li> </ul> <p>【教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 部活動外部指導員の配置。</li> <li>• 小中学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員などの専門スタッフの配置。</li> <li>• 市単職員として、小中学校への学習支援員・生活支援員の配置。</li> </ul> <p>【学校と教育委員会の連携協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 八校会<sup>※21</sup>において市の教育方針の確認や情報共有及び連携の実施。</li> <li>• 教育委員会による学校訪問の実施。</li> </ul>

を管理職が教職員に促す日。毎月2回、原則第一、第三月曜日に設置。年間20回以上実施

※21 市内小中学校の管理職と教育委員会との連携協力の場

【基本目標3の施策にかかる数値目標】

指標	H30 実績値	R5 実績値	R6 目標値
日本語指導が必要な児童生徒・保護者のための通訳等の配置人数	4人 (令和元年度実績)	5人	8人
年間20回以上「きずなの日」を実施している学校数	小4校 中2校	小6校 中2校	小6校 中2校
留守番電話を設置した学校数	小0校 中0校 (令和元年度実績)	小2校 中1校	小6校 中2校
時間外勤務月45時間以内の達成率(年実績)	小51% 中48% (平成30年5月～ 平成31年3月実績)	小30% 中36%	小70% 中60%

○通訳については、対象となる児童数やケース数によって、その業務量が変わってきます。

そのため、全ての小中学校に常に1名の通訳が勤務しているわけではなく、従来も状況に応じて兼務などの形で必要な場所に通訳の方を配置できるよう対応してきました。

今後も同様の対応を継続していきながら、1校につき(各校)1人配置することを目標とします。

○放課後に会議や部活動を行わない「きずなの日」については、全ての小中学校で年間20回以上実施し、令和6年度の目標を達成しています。

○留守番電話については、令和5年度実績で小学校2校、中学校1校で設置が完了しています。

○時間外勤務月45時間以内の達成率については、令和5年度実績で小学校30%、中学校36%と、平成30年度実績値を下回っています。

## 第4章 課題の整理

教育を取り巻く環境の変化や、令和2年度から令和6年度の取組についての検証結果などから見えてくる主な課題は、以下のとおりです。

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な課題
次代を切り拓く力を養う教育の実現	調和のとれた知・徳・体を育成します	確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の教育振興基本計画や学習指導要領などで示された「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の一体化の重視や、ICT を効果的に活用した授業の改善が求められている。</li> <li>ICT の活用については、令和5年度までに、一人一台端末などの機器の配置やネットワーク環境の整備など基盤の構築を進めてきた。令和6年度に「中央市教育 ICT 推進計画」を策定したところであり、今後は機器の活用や更なる環境整備が求められている。</li> <li>小学校における ALT の配置の拡充を図る必要がある。</li> <li>児童生徒の英語・数学・漢字等の検定受検率の向上に繋がる取組が求められている。</li> <li>自宅でのタブレット端末を使用した家庭教育の充実が求められている。</li> <li>全国的に災害が頻発する現状を踏まえ、安全や防災に関する教育の推進が求められている。</li> </ul>
		豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな心の育成は本市の教育の基本に掲げた「まごころ」の基礎となるものであることから、引き続き学校教育を中心に「まごころ教育」の取組の推進が求められている。</li> <li>不登校の児童生徒が増加しており、いじめ問題と併せ、実態を把握して対応を講じる必要がある。</li> </ul>
		健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県新体力テスト・健康実態調査（全種目）の点数を全国平均に近づけるため、健やかな体を育成する継続的な取組が必要である。</li> <li>アレルギーを持つ児童生徒の増加により、アレルギー対応が増加している中で、継続して安全・安心な給食の提供が求められている。</li> </ul>
		幼保・小・中の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市内外の保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校との情報共有・授業参観、交流等の機会を確保していく必要がある。</li> </ul>
	学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります	学校と家庭と地域の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会については、全ての小中学校で設置が完了したが、地域の人がどのように参加したら良いのか分からないといった声も聞かれた。今後は、学校と地域が連携し、どのように活動を充実していくかが課題となる。</li> <li>子供を取り巻く環境が多様化・複雑化するなかで、学習を含めた子供の安全・安心な居場所づくりが求められている。</li> <li>子どもまもり隊については、加入者が伸び悩んでいるところであり、高齢化も進んでいる。近年の社会情勢等も考慮し、活動内容やあり方について検討していく必要がある。</li> </ul>

基本目標	基本方針	施策の方向性	主な課題
		家庭・地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の健全な成長には、家庭での教育や地域のサポートが不可欠なことから、家庭教育の支援などを引き続き推進していく必要がある。</li> <li>青少年の育成に関わる人材の確保が課題となっている。</li> </ul>
生涯成長することができる学習環境の形成	いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍で活動が縮小したこともあり、生涯学習事業への参加者は伸び悩んでいる。そのため、他事業との内容の差別化やニーズに対応した機会の提供などを検討する必要がある。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止した団体もあり、市民団体の活動再開への支援も求められている。</li> </ul>
		生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント参加者や施設利用者が固定化されている傾向があり、幅広く市民に参加してもらうための取組が求められている。</li> <li>施設の老朽化等の影響もあり、改修なども増加していることから、計画的に対応していく必要がある。</li> </ul>
		図書館活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館や図書等への多様化するニーズに対応するため、図書館運営や図書の充実を図る必要がある。</li> </ul>
		歴史・文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>間関係の希薄化や地域への関心低下が、歴史文化と触れ合う機会の減少に繋がっている。そのためふるさとについて学ぶ機会を充実させ、地域への愛着心を育むことが求められている。</li> </ul>
誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備	多様なニーズへ対応するための教育機会の創出と充実を図ります	教育機会の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の教育振興基本計画等で示された「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を実現するため、多様な教育ニーズへの対応が求められている。</li> <li>不登校の児童生徒の教育機会の確保が課題となっている。</li> <li>近年、アジアなどの国籍の住民も増加しており、国籍に応じた児童生徒へのきめ細かな対応が求められている。</li> <li>外国にルーツを持つ児童生徒が社会性を身につけ、就労まで見据えた切れ目のない支援体制の構築に取り組む必要がある。</li> </ul>
	教育の質を向上するための基盤整備を行います	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度に策定した「中央市教育 ICT 推進計画」に基づき、現在既に整備済みの様々な ICT 環境について計画的な維持・改善が求められている。</li> <li>ICT 環境の整備などに伴う機器の導入・入れ替え等は多額の費用がかかることから、計画的に改修・更新などを進める必要がある。</li> <li>安全・安心で快適な教育環境を確保するため、引き続き施設の長寿命化対策や設備の改修などを計画的に実施していく必要がある。</li> </ul>
		学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における働き方改革は喫緊の課題であり、教員の在校時間削減のみに留まらない多角的な対応が求められている。</li> <li>部活動の地域移行実施に向け、関係機関と継続した協議及び具体的な取組が必要である。</li> </ul>

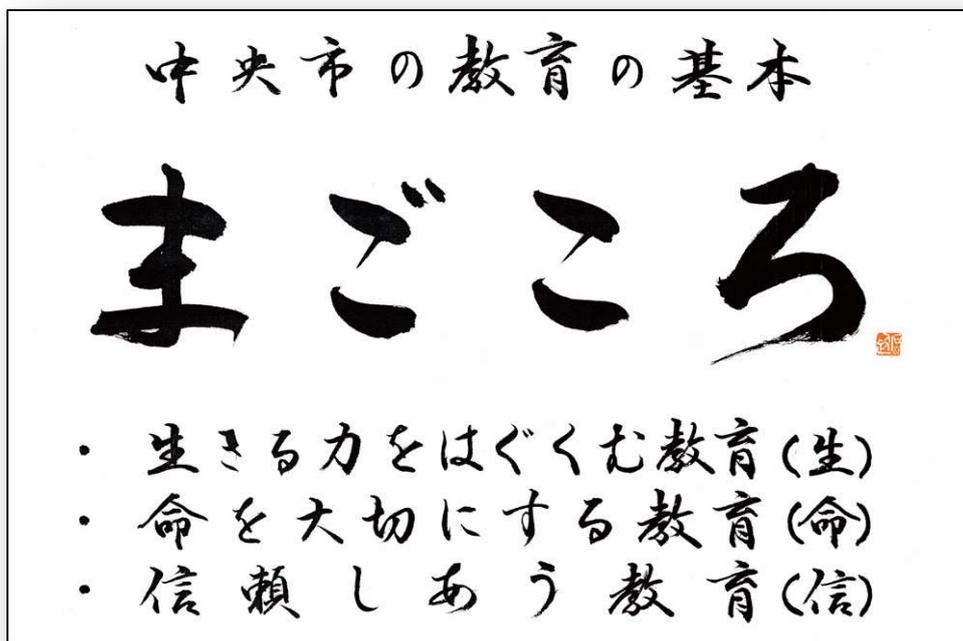
## 第5章 中央市の教育の基本方針

### 1. 教育の基本「まごころ」(計画の理念)

本市では、平成30年3月に第2次中央市長期総合計画を策定し、この計画の策定のために実施したアンケートにおいて、幼児教育や学校教育において重要だと思ふことを聞いたところ、「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」が52.5%で最も多かったことから、第2次長期総合計画においても「まごころ」を教育の基本に、個性と自立性を尊重しながら、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな教育を行っていくこととしています。

教育は人格の完成を目指す営みであり、豊かな心の育成は、学校教育における重要な目標の一つであります。価値観の多様化、少子化、核家族化により、人々のつながりや共同体意識の希薄化が顕在化し、豊かな心や社会性を身につけることが難しくなっている時代だからこそ、豊かな心をはぐくむ教育の推進がより一層強く求められています。

こうしたことから、中央市では第1次教育振興基本計画に引き続き、全ての教育に関わる活動において「まごころ」を基本とし、生きる力をはぐくむ教育・命を大切にする教育・信頼しあう教育を推進していくこととします。



## 2. 市の教育が目指す将来像

本市では、教育の基本「まごころ」を拠りどころに、以下の2つを市の教育が目指す将来像として掲げます。

### ○夢と自信を持ち自らの可能性にチャレンジする人材の輩出

学校教育の充実による、確かな学力と主体的に学習に取り組む態度の育成、豊かな情操や道徳心の育成、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成を通じて、自分の将来に夢や希望を持ち、自分の可能性を信じ自信を持ってチャレンジする人材の輩出を目指します。

### ○誰もが学び続け活躍することができる地域社会の確立

学校教育における学びの機会の保障、生涯教育で身につけた知識や技能の活用機会の提供など、幼児・青少年期から成人期、高齢期までの各ライフステージにおいて求められる、学びにかかわる多様なニーズに対応した教育・学習環境を整備し、活力あふれる地域社会の確立を目指します。

### 3. 基本目標

市の教育が目指す将来像を実現するために、次の3つを基本目標として、必要な施策を実施していきます。

#### 基本目標1：次代を切り拓く力を養う教育の実現

複雑化・多様化が進む社会にあっては、自分の可能性を信じてチャレンジしていくことが、次代を切り拓きたくましく生き抜くことにつながります。そのために、本市の教育に負託された最も重要な使命である、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人材育成を図ります。

また、次代を切り拓く力を養う教育を実現するためには、学校だけでなく、家庭・地域との連携が不可欠であり、家庭や地域の教育力の向上を通じて教育の質の向上を図ります。

＜基本方針＞

- ① 調和のとれた知・徳・体を育成します
- ② 学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります

#### 基本目標2：生涯成長することができる学習環境の形成

市民一人ひとりが、健康で実り豊かな人生を送れるようにするためには、その生涯にわたって学習・スポーツが続けられるようにすることも大切な要素のひとつです。生涯学習やスポーツの意義について市民が十分に理解し、自主的な活動に取り組むことができるように、推進体制の充実・強化を図ります。

＜基本方針＞

- ① いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります

#### 基本目標3：誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備

特別な支援を必要とする児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒、貧困世帯の児童生徒など、児童生徒たちの社会的背景が複雑化するなかであっても、どの児童生徒も同じように充実した教育を受けられるような環境を整備します。

また、教員の多忙化が懸念されていますが、多忙化は児童生徒の教育環境にも直結する大きな課題であり、学校だけでなく市全体で取り組みます。

＜基本方針＞

- ① 多様なニーズへ対応するための教育機会の創出と充実を図ります
- ② 教育の質を向上するための基盤整備を行います

## 4. 施策の体系

本市では、次の体系に基づき教育にかかる各施策を推進していきます。

教育の基本「まごころ」		
基本目標	基本方針	施策の方向性
次代を切り拓く力を養う教育の実現	調和のとれた知・徳・体を育成します	確かな学力の育成
		豊かな心の育成
	学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります	健やかな体の育成
		幼保・小・中の連携
生涯成長することができる学習環境の形成	いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります	学校と家庭と地域の連携強化
		家庭・地域の教育力の向上
		生涯学習の推進
		生涯スポーツの推進
誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備	多様なニーズへ対応するための教育機会の創出と充実を図ります	図書館活動の推進
		歴史・文化の継承
	教育の質を向上するための基盤整備を行います	教育機会の保障
		学校施設の整備
		学校における働き方改革の推進

## 第6章 具体的施策と目標数値

### 基本目標1 次代を切り拓く力を養う教育の実現

#### 基本方針1. 調和のとれた知・徳・体を育成します

##### (1) 確かな学力の育成

施策	概要
<p>確かな学力を伸ばす教育体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全教職員の共通理解のもと個々の発達段階に応じた指導を組織的に行います。</li> <li>・ 「やまなしスタンダード」の視点に基づく授業に取り組みます。</li> <li>・ 市内小中学校の教員を対象にした研修会や市単職員を対象にした学習会を開催し、教職員の資質向上を図ります。</li> <li>・ 教育委員会に教育指導監を配置し、各学校に対して指導助言を行うとともに、学校及び関係機関と連携して、教育の基本「まごころ」の推進を図ります。</li> <li>・ 「学力向上推進委員会」において全国学力・学習状況調査の結果分析と学力向上に向けた取組と成果について意見交換を行い、対策等の検討を行います。</li> <li>・ 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に導入し、知識や技能を活用した課題解決の課程を通して、深い理解を伴う知識や技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。</li> <li>・ 児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながる学習評価の改善を図ります。</li> <li>・ 学習のベースとなる学習規律や生徒指導に各学校で統一した認識のもと取り組みます。</li> <li>・ 他者と協働し課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を積極的に導入し、課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。</li> <li>・ 学校全体の言語環境を整え、言語能力を向上させるために重要な読書活動の充実を図ります。</li> <li>・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。</li> <li>・ 児童生徒の実態に応じたチームティーチング指導や少人数指導を充実させるために、教員数の適正配置を行います。</li> <li>・ 家庭内で会話する時間の確保や家庭学習の重要性についての理解や協力を求め、家庭学習を充実させる取組を行います。</li> <li>・ 「家庭学習の手引き」等の活用を進め、学年に応じた家庭学習の取組を充実させます。</li> </ul>
<p>確かな学力を伸ばす教育方法の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各教科等の特性に応じた言語活動を取り入れ、社会生活の中で必要な、自分の考え方や能力を表現する力の向上を図ります。</li> <li>・ 学校での教科活動全体を通して、児童生徒が自分の考えを発信する機会を増やし、自分が考えていることを相手に分かりやすく伝えるプレゼンテーション能力を向上させる取組を行います。</li> <li>・ 新聞等を活用し、社会の課題を見つけ考えて解決する力を培う取組を行います。</li> <li>・ 児童生徒の興味や関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう教育課程の工夫を行い、各教科それぞれの分野において課題の発見・解決に必要な力を身につけられるようにします。</li> <li>・ 総合的な学習や特別活動において課題に取り組むときに、今まで各教科で身につけた力を総合的に活用できるようにします。</li> </ul>

施策	概要
英語をはじめとした外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語でのコミュニケーションを図る能力の育成に向けて「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業づくりに取り組みます。</li> <li>・ ALT を各学校に配置し、ネイティブスピーカーとして活用を促進します。</li> <li>・ 英語学習意欲の向上と英語力の向上を図るために、実用英語検定の受験に要する費用の一部を助成します。</li> <li>・ 英語教育へ ICT の活用を図り、音声データや映像を積極的に活用し、英語学習に効果的な学習環境を整備します。</li> </ul>
情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成するために、各学校においてタブレット端末や情報通信ネットワークなどの ICT を活用するために必要な環境を整え、これらを活用した学習活動の充実を図ります。</li> <li>・ 中央市教育 ICT 推進計画に基づき、計画的に一人一台端末の利活用や校務 DX<sup>※22</sup>の促進を進めます。</li> <li>・ プログラミング教育を通して、コンピュータやプログラミングの概念に基づいた論理的思考や創造性、問題解決力などを育成し、学校での学習や日常生活、社会に出たあとなどあらゆる場面で活用できる汎用的な能力の育成を図ります。</li> <li>・ 専門的な知識を有する人材を活用し、学校のプログラミング教育への支援を行います。</li> <li>・ スマートフォン等の所有率の増加に伴い、児童生徒がインターネットを通じて顔の知らない人と出会い事件に巻き込まれるケースが後を絶たないため、保護者への情報提供と、児童生徒への危険性を教える教育を強化します。</li> </ul>
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭、地域住民、企業や関係機関と連携し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身につけていくことができるよう発達段階に応じた体系的・系統的な教育を推進します。</li> <li>・ 出前講座や体験学習を通して、社会的・職業的自立の大切さと、自己の将来を考える機会を提供します。</li> </ul>
安全・防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の立地等を踏まえ自然災害等に対する学校防災体制の強化を図ります。</li> <li>・ 学校の実情に応じた防災計画の作成と見直しを行い、災害発生時の避難行動が確実にとれるよう教職員で共通理解を深める取組を行います。</li> <li>・ 教員のキャリアに応じた防災・防犯・学校安全に関する研修に参加し、児童生徒の安全の確保に努めます。</li> <li>・ 学校において実践的な避難訓練を行います。</li> <li>・ 危険に際して自らの命を守り抜くために「自主的に行動する態度」を育成するとともに、災害後の自助・共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育を行います。</li> <li>・ 児童生徒や教職員が地域の避難訓練に参加するなど、学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働体制の構築に取り組みます。</li> <li>・ 山梨県学校防災指針を積極的に活用し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行います。</li> <li>・ 児童生徒が安全に通学することができるように、通学路の危険箇所交通指導員を配置し、交通事故防止に取り組みます。</li> <li>・ 自転車の乗り方教室、交通安全教室を開催し、児童生徒の安全教育の充実を図ります。</li> <li>・ 学校・家庭・地域・関係機関が連携して通学路の安全点検や整備を行います。</li> <li>・ 通学路等の交通上や防犯上の危険箇所の情報を共有し、子供の安全確保に取り組みます。</li> <li>・ 保護者連絡ツールを活用し、不審者情報などを保護者へ迅速に提供します。</li> </ul>

※22 デジタル技術の活用により、学校・教育現場における校務を変革していくこと

施策	概要
主権者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若い世代の政治参加を促すきっかけとすることを目的に、社会科の授業において選挙の仕組みや投票参加の意義について学ぶ出前事業を行います。</li> <li>・ 小中学校の社会科において、各段階に応じた主体的に社会に参画する主権者の育成を行います。</li> </ul>

## (2) 豊かな心の育成

施策	概要
道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の教育活動全体を通し道徳教育の充実を図り、自己をみつめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を行います。</li> <li>・ 道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業を行い、地域ぐるみで道徳教育の充実を図ります。</li> </ul>
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員間で指導方針の共通理解を図り、組織的・体系的な指導や諸問題への早期対応を行います。</li> <li>・ 児童生徒が継続的な指導や支援を受けられるよう、小・中・高等学校及び特別支援学校など異校種間の教員の連携を図ります。</li> <li>・ 教員を対象にした研修会への参加を促進し、児童生徒への指導力を向上させ、魅力ある学級・学校づくりを推進します。</li> <li>・ 道徳や学級活動において人権尊重や正義感、命の大切さなどに重点を置いた指導を行い、問題行動の未然防止に取り組みます。</li> <li>・ 学校や子育て担当部署、民生児童委員などと連携し児童虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整えます。</li> <li>・ スクールソーシャルワーカーや児童相談所、警察等との連携により問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組みます。</li> </ul>
いじめ問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ防止対策推進法」「中央市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは、「どの学校でも起こりうる」との認識のもと学校、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、迅速で適切な対応が行える体制づくりを進めます。</li> <li>・ いじめの定義やいじめに対する基本的な考え方など、会議等により全教職員で確認し、共通理解を図ります。</li> <li>・ 生活アンケート調査等によりいじめを認知した場合は、早期解消に向けて学校全体で組織的に取り組みます。</li> <li>・ 学校でいじめを認知した場合は、保護者へ情報提供を行い、家庭と学校が協力して問題解決に向けて取り組みます。</li> <li>・ 教職員の指導力を向上させ、いじめを生まない学級づくりに取り組みます。</li> <li>・ 地域と連携し、いじめ・不登校の防止に向けた取組を行います。</li> <li>・ いじめとけんかの違い、いじめによる心身の変化を学び、いじめをしないための意識の持ち方や、いじめを見たり聞いたりしたときの対処法を学ぶ機会を設けます。</li> <li>・ インターネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたることを十分に理解させるために、情報モラル教育の推進に取り組みます。</li> <li>・ 発達段階に応じたいじめ防止のための教育を行い、いじめは絶対行わないことや、いじめにより命を絶つ行為を未然に防ぐための教育に積極的に取り組みます。また、言葉によって人を傷つけてしまうことがあることを学習する機会を設けます。</li> </ul>
不登校問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒が欠席した場合は、保護者と連絡を取り早期対応を行います。</li> <li>・ 欠席が2日続いた場合は家庭訪問を行うなど、不登校につながらないよう学校全体で組織的に対応します。</li> <li>・ 授業改善により分かる授業を行い、一人ひとりに居場所がある楽しい学級づくり、魅力ある学校づくりに取り組みます。</li> </ul>

施策	概要
多様性を理解する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化や考え方の違いを理解し、偏見や差別をなくす教育に取り組みます。</li> <li>多様性への理解を深め、異なる習慣や文化を持った人々と共生していく態度を養う教育を行います。</li> <li>国際交流イベントやスポーツ活動などを行う機会を設け、外国籍住民との交流の促進を図ります。</li> </ul>
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の教室相談員<sup>※23</sup>（市単独）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
体験を重視した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団宿泊体験、自然体験活動、職場体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等の直接体験を重視し、発達段階に応じた系統的な教育を推進します。</li> <li>地域の学習素材を生かした体験活動を取り入れ、自分の住む地域を知り、愛着を醸成する取組を推進します。</li> <li>授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動・体育活動の指導者、文化財保護に携わる人々と教職員が協力して指導する取組を進めます。</li> </ul>
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>読書活動を取り入れた授業を行い、読書の楽しさや図書館の活用方法を知る機会を設け読書量の増加を図ります。</li> <li>一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書の紹介等により読書活動を活発にします。</li> <li>学校図書館教育指導計画を作成し、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。</li> <li>学校図書館相互や市の図書館との連携を進め、読書活動の充実を図ります。</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者、乳幼児等との交流体験や講話を通して、福祉について理解を深めるとともに、他者を思いやる心や実践力を養います。</li> <li>小中学校と特別支援学校との児童生徒の相互交流を推進します。</li> <li>赤ちゃんだっこ体験、子育て体験などの体験活動を通して、かけがえのない命を実感し、自他の命を大切に思う気持ちを醸成します。</li> </ul>
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の教育活動において人権尊重の精神を培い「いじめ」の根絶を目指します。また、外部講師の出前授業などを実施し人権についての理解を深める取組の充実を図ります。</li> <li>共に生きる視点に立ったボランティア活動や平和教育を推進します。</li> </ul>

※23 地域の人材を活用し、児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として、不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる者

### (3) 健やかな体の育成

施策	概要
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。</li> <li>・ インフルエンザなどの感染症の拡大防止に、家庭や医療機関と連携して取り組みます。</li> <li>・ 安心してスポーツ活動を行うため、関係機関が協力して事故や傷害の防止及び軽減を図ります。</li> <li>・ 出前講座などにより、喫煙や薬物使用に関する学習を行い、健康被害や薬物犯罪に巻き込まれないための知識の習得を図ります。</li> </ul>
子供のスポーツ 機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供の心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感できるスポーツの機会の充実を図ります。</li> <li>・ スポーツを通して、勝つことや負けることがあることを理解し、味方として戦った協同する心や、敵として戦った相手を尊重する心、最後まであきらめない心を学ぶ機会の充実を図ります。</li> <li>・ 遊びを通して体を動かすことの楽しさを知りながら体力向上を図ります。</li> <li>・ 親子で気軽にできる遊びから始められる運動を紹介し、日々の生活の中で親と子が一緒に楽しく体を動かす機会を増やします。</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の健やかな発育・発達を支える望ましい食習慣、生活習慣の形成を図る取組を推進します。</li> <li>・ 適切な栄養摂取について学校や保育所から情報提供を行い、家庭と連携して食育に取り組みます。</li> <li>・ 市内農業者が生産した米や野菜を給食に提供し、栄養士や担任から提供食材の説明をし、地域理解と地産地消を学ぶ取組を推進します。</li> <li>・ 社会的に問題となっている食品ロスについて、給食の残食を減らす取組を通して考える機会を提供します。</li> <li>・ 学校給食衛生管理基準に基づいた適切な衛生管理を行い、食中毒の防止を徹底します。</li> <li>・ 中央市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインに基づき、アレルギーを持つ児童生徒へ、安全・安心な給食の提供を行います。</li> <li>・ 2月20日の「まごころの日」には、地元の食材を使った「まごころ給食」を提供し、郷土の理解を深める機会を提供します。</li> <li>・ 市内の保育所に通う未就学児が米づくりを行い、体験を通して食べ物ができるまでを学ぶ機会を提供します。</li> </ul>

#### (4) 幼保・小・中の連携

施策	概要
幼保・小・中の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子供が小学校に就学するときや小学校から中学校へ就学するときを感じるギャップを減らし、円滑な接続ができる取組を推進します。</li><li>・ 保育所、認定こども園、幼稚園等での学びを小学校へ、小学校の学びを中学校へ途切れることなくつなげられるよう、保育要録、指導要録の送付とあわせて情報交換を行い、双方の情報を有効に活用する取組を推進します。</li><li>・ 各小学校において、保育所・認定こども園、幼稚園等の意見を踏まえて、小学校入学後のスタートカリキュラムの充実に取り組みます。</li></ul>
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ やまなし幼児教育センターと連携して、保育所、認定こども園、幼稚園等における幼児教育の充実を図ります。</li></ul>

## 基本方針 2. 学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります

### (1) 学校と家庭と地域の連携強化

施策	概要
コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」の推進を目的に、市内の全ての小中学校へ学校運営協議会を設置しました。今後は、各学校で地域の実情に応じたコミュニティ・スクールの活動の充実を推進し、学校運営に地域の声を積極的に活かし、特色ある学校づくりを進めます。</li> </ul>
安全・安心な居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、児童館等を利用し、放課後や長期休業等の居場所づくりと児童の健全育成を図ることを目的に、放課後児童健全育成事業<sup>※24</sup>を実施します。</li> <li>児童生徒たちの SOS のメッセージに早く気づくために、学校や家庭、地域での見守りを促進する取組を行います。</li> </ul>
地域との交流・体験を重視した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で児童生徒たちの育成を支える、子どもクラブの充実と活性化を図ります。</li> <li>地域住民を講師等として学校の活動に活用するなど、地域人材の活用を図ります。</li> <li>社会科見学などの体験学習や小学校 3・4 年生が使用する社会科副読本の活用を通じて、自分たちが住む地域を知り、郷土愛を育む教育を推進します。</li> <li>各小学校の「子どもまもり隊」など、登下校時の見守り活動を支援し、交通事故や犯罪から児童生徒を守る取組を推進します。</li> <li>「子どもまもり隊」については、近年加入者が減少傾向にあります。人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢等も踏まえ、令和 11 年度の目標値を 150 人に修正するとともに、引き続き児童生徒たちを地域で見守ることができるよう、活動場所や頻度、募集や周知の方法などについて検討を行っていきます。</li> </ul>
大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の大学と連携し、将来教員を目指す学生に小中学校の教育現場に入ってもらい、授業や授業外での学習支援、日本語指導等を行ってもらう取組を充実させます。</li> </ul>

### (2) 家庭・地域の教育力の向上

施策	概要
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての第一の責任は家庭にあるという認識のもと、心身の調和のとれた子供を育てるという、家庭の最も基本的な役割を果たすための支援体制の充実を図ります。</li> <li>「早寝・早起き・朝ごはん」が子供の学力向上や心身の健やかな成長に大事であることを踏まえ、子供の生活習慣の改善につながる取組を行います。</li> <li>本市の教育の基本である「まごころ」の周知を図り、家庭教育における道德教育の支援を行います。</li> <li>子供の頑張りや「認める」教育を推進します。</li> <li>親と子が一緒に活動する「家庭の日」「まごころ弁当の日」など、親子の絆を深める取組を行います。</li> <li>学校の情報を学校・学級通信、PTA だよりなどで公開し、学校と家庭の情報の共有を推進します。</li> <li>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子育てネットワークを構築し、家庭教育支援体制の拡充を図ります。</li> </ul>
家庭教育支援と青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「青少年育成中央市民会議」を主体として、各地区の子どもクラブや関係諸団体と連携して、青少年の健全育成に関する事業に総合的に取り組みます。</li> </ul>

<sup>※24</sup> 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

○基本目標 1 の施策にかかる数値目標

指標名	平成 30 年度実績	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
全国学力・学習状況調査の 県平均正答率との比較割合	小学校 95.3% 中学校 96.8% (令和元年度実績)	小学校 99.2% 中学校 104.5%	小学校 100% 中学校 100%
ALT の配置数	4 人 (令和元年度実績)	4 人	6 人
市内に住む中学生の実用英語技能 検定料助成金申請者の割合	16.85%	16.4%	30.0%
キャリア・パスポートの利活用に関する 調査においてキャリア・パスポートを 「活用している」学校の割合	小学校 - 中学校 -	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
山梨県新体力テスト・健康実態調査 (全種目) の全国平均との比較割合	小学校 95.3% 中学校 97.8% (令和元年度実績)	小学校 96.0% 中学校 98.2%	小学校 100% 中学校 100%
子どもまもり隊への加入者数	147 人 (令和元年度実績)	136 人	150 人

## 基本目標 2 生涯成長することができる学習環境の形成

### 基本方針 1. いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります

#### (1) 生涯学習の推進

施策	概要
多様な学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供から高齢者まで各世代の学習ニーズに応えられる学習機会を提供し、自ら学ぶことの楽しさを知り、心身共に充実した人生が送れるように支援します。</li> <li>・ 市民の知識・技能の向上につながり、様々な現代的課題にも対応した学習機会を提供します。</li> <li>・ 家庭教育支援につながるような親子で参加する学習機会を提供し、親子のコミュニケーションを深めていくことにつなげます。</li> <li>・ 社会教育団体や民間活動団体との連携を図り、生涯学習の総合的な推進につなげます。</li> <li>・ 広報紙、ホームページ等を活用し、市民の生涯学習への積極的な参加を促すための情報提供を行います。</li> </ul>
市民が取り組む生涯学習活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育団体やボランティアグループ、自主活動サークルの育成支援を行い、生涯学習活動を促進します。</li> <li>・ 山梨県ことぶきマスター人材バンクに登録された指導者等、知識や技能を活かして地域で活躍している人材を生涯学習活動の指導者として活用します。</li> <li>・ 文化祭等で学習・創作活動の成果を発表できる場をつくり、生涯学習活動への意欲を向上させます。</li> <li>・ 児童生徒に向けて学習会・講座等を開催し、自主性や協調性を育成するとともに、自発的な学習活動につなげます。</li> </ul>
社会教育施設の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設を適正に維持管理し、市民の学びの場として機能するように効率的な運営を行います。</li> <li>・ 講座・講演会等の学習事業に、各種社会教育施設の積極的な利活用を推進します。</li> <li>・ 公民館の利活用について周知し、公民館活動の活性化を図ります。</li> </ul>

## (2) 生涯スポーツの推進

施策	概要
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ推進委員協議会を主体に、手軽に取り組むことができ、親睦や交流が図れるスポーツ教室やスポーツ大会等を開催し、運動人口を増やす取組を推進します。</li> <li>・ スポーツ協会に所属する各競技団体及びスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツに親しむことができる地域づくりを進めます。</li> <li>・ 子供から大人まで、誰もが普段の生活に簡単に取り入れることができるストレッチ等の運動を紹介し、習慣化する取組を進めます。</li> <li>・ スポーツに関心が高まる中、様々なスポーツに触れられる機会を作り、生涯にわたり心と体の健康づくりを進めるためのスポーツ活動を推進します。</li> </ul>
生涯スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の一般開放を推進します。</li> <li>・ 国、県のスポーツ協会又は同加盟団体が主催、主管する県外の大会等に出場する団体等には、一定の基準により費用の一部を補助します。</li> <li>・ スポーツ施設の予約状況や各種スポーツイベントなどの情報を提供し、市民がスポーツに親しむ機会を増やす取組を行います。</li> <li>・ スポーツの推進に努め、顕著な功績を残した個人、団体等を表彰し、広報紙、ホームページ等を活用して広く周知します。</li> <li>・ 著名なスポーツ団体やスポーツ選手との交流を通じて、スポーツの楽しさや一流の技術を体験する機会を設けます。</li> </ul>
スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画により老朽化した施設の統廃合を実施し、活動拠点となるスポーツ施設の安全管理を図ります。</li> <li>・ 新たに建設される、市民体育館は、市民が日常的にスポーツに親しむことができる施設として整備します。</li> </ul>

### (3) 図書館活動の推進

施策	概要
魅力ある生涯学習館、図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書・雑誌・新聞等の図書資料及び視聴覚資料等を収集・整理・保存し、全ての人に提供するという基本的な役割に加え、今後はインターネットが提供する電子情報等の案内・提供を行い、市民等の調査研究や課題解決への支援の充実に取り組みます。</li> <li>・ 読書会、研究会、講演会、ワークショップ、作品展示等を計画的に行い、市民の文化活動の機会や場を提供する取組を行います。</li> <li>・ 県立図書館、近隣市町の図書館、学校の図書館等と連携・協力し図書資料等の提供の充実に図ります。</li> <li>・ 利用しやすい施設づくり、職員対応の向上、蔵書等資料の充実に図り、市民等に長期に渡って利用される図書館づくりを推進します。</li> <li>・ 大活字本、点字本等の充実に、読書拡大器や対面朗読室の活用を図り、高齢者、障がい者が利用しやすい図書館づくりに取り組みます。</li> <li>・ 広報紙、ホームページ、SNSなどを充実させ、イベント情報、蔵書情報、図書館の活用方法など図書館の魅力を多角的に発信し利用者の増加につなげます。</li> <li>・ 読み聞かせボランティアなど、図書館活動を一緒に行う地域人材の活用と育成を行い、地域と一体となった図書館運営を進めます。</li> </ul>
子供の読書活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立図書館や学校図書室の図書や資料を充実させ、全ての子供たちに質の高い読書活動の機会を提供します。</li> <li>・ 市内の保育所、認定こども園、児童館、小中学校に市立図書館から本を貸出し、本を手にとりやすい環境を作り読書活動を支援します。</li> <li>・ 発達段階に応じた本の読み聞かせ活動を充実し、本を読む楽しさを知る機会の充実に取り組みます。</li> <li>・ 幼少期から英語に触れ、自然に英語に親しみ興味をもつよう英語でのおはなし会を行います。</li> <li>・ 7か月健診時のブックスタート事業、小学校入学時の新入生ブックプレゼント事業、中学校3年生への卒業生ブックプレゼント事業を継続して実施し、読書の好きな子供を育てます。</li> <li>・ 広報紙やホームページの充実に図り、おすすめの本の紹介、ブックリストなどの情報提供を充実させます。</li> </ul>

#### (4) 歴史・文化の継承

施策	概要
伝統や文化等に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の調査、保存、公開を行い、地域の歴史・文化の普及を推進します。</li> <li>指定文化財の保存に係る緊急性や必要性を判断し、所有者に対し支援を行い、後世に適切に引き継ぐ体制を整備します。</li> <li>広報紙、ホームページや出前授業等を通し、指定文化財、年中行事や浅利 与一<sup>※25</sup>、お高やん<sup>※26</sup>など地域に関わりのある人物を紹介することで、地域の歴史への理解と郷土を愛する心を育みます。</li> <li>地域の歴史や文化を広く周知するため、豊富郷土資料館の展示の充実に努めます。</li> </ul>
伝統文化に親しむ場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土節、井之口笠踊り<sup>※27</sup>や各地に伝わる年中行事などを鑑賞・体験する機会を設け、地域の伝統芸能、行事への関心を高めます。</li> <li>文化財巡りを企画し、地域の文化財を実際に見て理解を深める機会を設けます。</li> <li>小学校3・4年生が使用する社会科副読本を充実させ、児童が郷土への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りが持てるような心を育てます。</li> <li>豊富郷土資料館を活用した体験学習の充実を図り、豊かな知識を育てる場を提供します。</li> </ul>
文化・芸術体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の振興と市民の文化力向上のため、文化協会など文化芸術活動を行う個人や団体、文化祭等の文化振興活動に対して支援するなど、地域文化の発展に努めます。</li> <li>芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して文化芸術について理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。</li> </ul>

#### ○基本目標2の施策にかかる数値目標

指標名	平成30年度実績	令和5年度実績	令和11年度目標
生涯学習事業への参加者数	5,764人	5,422人	5,500人
市が所有するスポーツ施設の利用者総数	174,792人	211,951人	215,000人
市立図書館の貸し出し点数	383,176点	304,543点	400,000点
歴史・文化に関する事業への参加者数	784人	1,569人	1,500人

※25 平安時代末から鎌倉時代に活躍した中央市を代表する弓の名手

※26 美声の持ち主で、釜無川堤防工事で作業歌を歌った女性。粘土打ち作業とこの歌の調子がよく合い作業が驚くほどはかどったと伝わっている

※27 昭和5年頃、井之口地区の青年団が秋祭りの余興として始めたといわれている笠を使った踊り

## 基本目標3 誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備

### 基本方針1. 多様なニーズへ対応するための教育機会の創出と充実を図ります

#### (1) 教育機会の保障

施策	概要
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会に教育指導監を配置し、小中学校就学前の保護者からの就学相談に応じ、保護者や関係機関と連携しながら、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことができる適切な就学につなげます。</li> <li>・ 個別の指導計画、個別の教育支援計画を保護者と相談しながら作成し、児童生徒にとって有効な支援を記録として残すことで、担任が変わっても、学校が変わっても有効な支援を継続することができる教育支援を行います。</li> <li>・ 社会性を身につけ就労まで見据えた長い支援を、発達段階に応じて行えるように取り組みます。</li> <li>・ 家庭・教育・福祉、幼保小中の連携により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。</li> <li>・ 発達検査の結果の情報提供と共有、有効活用により、児童生徒に合った支援につながる体制を構築します。</li> <li>・ 様々な特性を持つ児童生徒への質の高い学びを支える教職員の専門性の向上を図るために、研修会等への参加を促します。</li> </ul>
貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするために、現在の生活に対する支援対策を総合的に推進します。</li> <li>・ 経済的に困窮している児童生徒の早期把握、支援につなげる体制の強化を図ります。</li> <li>・ 生活保護世帯や生活困窮世帯の児童生徒を対象に学習支援を実施し、学習意欲を高め学力や進学率の向上を図るとともに、居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行います。</li> <li>・ 経済的に困窮している世帯の児童生徒が安心して教育が受けられるよう、給食費や学用品の購入、修学旅行に必要な経費を支給し経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>
不登校児童生徒の教育の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ にじいる教室を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補完、基礎的生活習慣の改善のための相談や適応指導を行い、学校復帰による社会的自立を支援します。</li> </ul>
外国にルーツを持つ子供への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語や日本文化の理解が困難な児童生徒が多い学校に通訳を配置します。</li> <li>・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する、学習面や生活面の指導を担当教員と通訳が連携して推進します。</li> <li>・ 通訳を通じ、保護者と連携して児童生徒の学習指導や日本文化の理解に取り組みます。</li> </ul>

## 基本方針 2. 教育の質を向上するための基盤整備を行います

### (1) 学校施設の整備

施策	概要
学校のICT環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、学校のICT環境の充実を図るための情報教育機器を整備します。</li> <li>・ GIGA スクール構想の実現に向けて、中央市教育ICT推進計画に基づき、一人一台端末などの機器等の整備やネットワーク環境の整備を計画的に推進します。</li> <li>・ 小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施に向けたICT環境の整備を促進します。</li> </ul>
安全・安心な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の改築や改修等を計画的に進め、バリアフリー化、太陽光発電設備や空調設備の設置を行い、安全で快適な教育環境を整備します。</li> <li>・ 学校の長寿命化改修や設備の改修などの計画的な老朽化対策、防犯対策、防災機能の強化を実施し、教育環境の質的向上を図ります。</li> </ul>

### (2) 学校における働き方改革の推進

施策	概要
教員の多忙化改善の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会主催の会議や研修、調査の縮減を図ります。</li> <li>・ 小中学校では、毎年改善計画等を作成し、会議や業務の効率化、学校行事や部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材の活用等について計画的に取組を進め、教材研究等、児童生徒のための時間の確保ができるよう取り組みます。</li> <li>・ 放課後に会議や部活動を行わない「みずなの日」を月2回（第1・3月曜日）実施し、児童生徒と向き合う時間の確保や教員の定時退勤の推進を図ります。</li> <li>・ 中学校における休日部活動の地域移行については、学校と教育委員会と地域が連携して取り組み、実施体制やスケジュール等について、関係団体と協議・検討を進めます。</li> <li>・ 校長のリーダーシップのもと校務の整理・統合・廃止などを検討します。また、日々の教育指導や事務処理を効率的に遂行するための分担と協働に取り組みます。</li> <li>・ 保護者対応等は担任などの特定の教職員だけで行わずチームで対応し、教職員の疲弊感が軽減するよう取り組みます。</li> <li>・ 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定を行います。</li> <li>・ 働き方改革の一環として、学校閉庁日を設定します。</li> <li>・ 部活動ガイドラインに基づいた適正な活動時間や休養日を設定し、指導活動を行います。</li> </ul>
教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動支援員の配置を促進します。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員等の専門スタッフの活用を推進します。</li> </ul>
学校と教育委員会の連携協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小中学校の管理職と教育委員会との連携協力の場である八校会を月1回開催し、市の教育方針の指導及び情報共有を図ります。</li> <li>・ 教育委員会による学校訪問を行い、学校の実情や要望を把握し教育行政に生かします。</li> <li>・ 学校と連携し、児童生徒の学びの場である学校の施設整備の充実を図り、教育環境の向上を図ります。</li> </ul>

○基本目標3の施策にかかる数値目標

指標名	平成 30 年度実績	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
日本語指導が必要な 児童生徒・保護者のための 通訳等の配置人数	4 人 (令和元年度実績)	5 人	8 人
年間 20 回以上「きずなの日」を 実施している学校数	小学校 4 校 中学校 2 校	小学校 6 校 中学校 2 校	小学校 6 校 中学校 2 校
留守番電話を設置した学校数	小学校 0 校 中学校 0 校 (令和元年度実績)	小学校 2 校 中学校 1 校	小学校 6 校 中学校 2 校
時間外勤務月 45 時間以内の 達成率 (年実績)	小学校 51% 中学校 48% (平成 30 年 5 月～ 平成 31 年 3 月実績)	小学校 30% 中学校 36%	小学校 70% 中学校 60%

## 《重点施策》

中間見直し前と同様、本市では、次の施策を本計画内で重点的に推進すべき施策と位置づけて取り組めます。

### 重点施策：「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくり」

#### (1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、協働しながら児童生徒の豊かな成長を支えていきます。

本市では、現在、全ての小中学校で学校運営協議会が設置されています。そこで行われている実践を参考にしながら、各小中学校やその地域の特徴、資源（人・物・事）を生かした、各学校独自の魅力を備えたコミュニティ・スクールとしていく予定です。

学校運営協議会は次の3つの機能を有しており、この機能を有効に活用して学校と保護者や地域の連携を深めていきます。

##### ① 学校運営の基本方針を承認する。

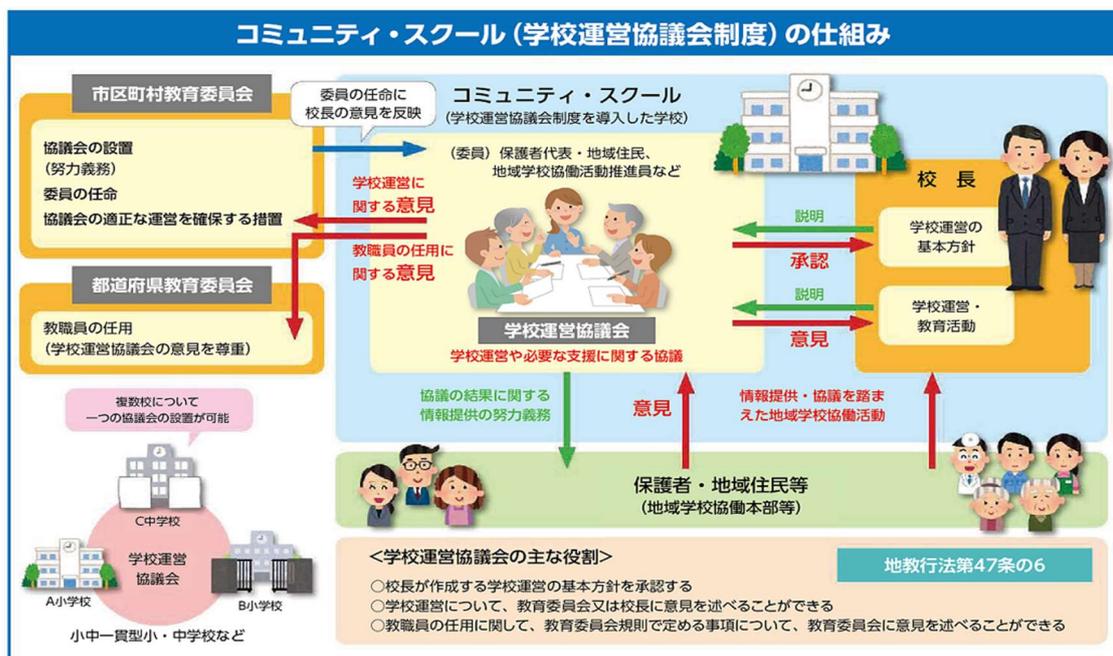
校長は、学校運営の基本方針や教育課程の編成等について学校運営協議会に説明を行い、学校運営協議会から承認を得る必要があります。

##### ② 学校運営について意見を述べるができる。

学校運営協議会は、「地域の人々の思いや考えに触れる機会が多くなるよう工夫してほしい」「地域の環境を守るために、環境教育に力を入れてほしい」など、学校運営について意見を述べるができます。

##### ③ 教職員の任用に関して、学校基本目標を達成するために必要な建設的な意見を教育委員会に対し述べるができる。

学校運営協議会は、学校づくり、地域づくりなど、より良い学校組織づくりについて教育委員会に対し意見を述べるができます。



出典：文部科学省ホームページ「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」

## (2) 学校運営協議会設置の目的

### ①児童生徒への教育効果

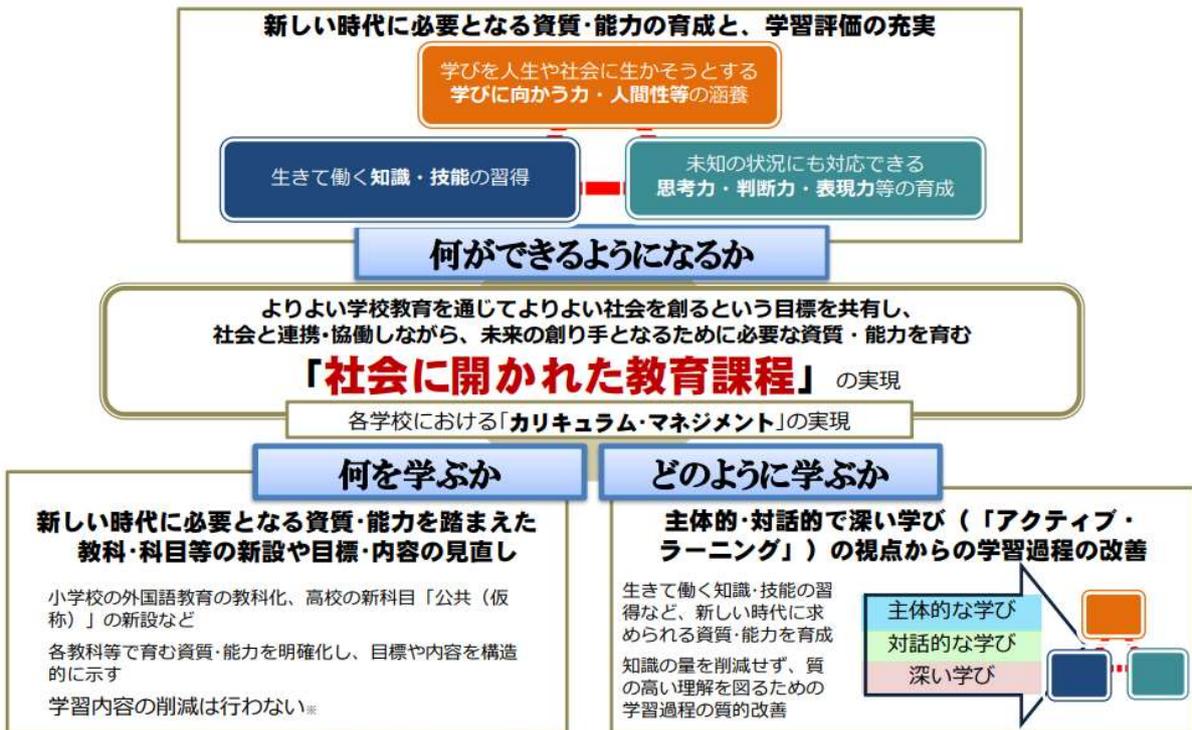
本市では、学校教育目標の達成に向けて、学校の特色や地域の実情に応じたコミュニティ・スクールの活動を推進し、学校・家庭・地域・行政が連携し、学校運営に地域の声を積極的に生かした活動に取り組みます。

学校運営協議会を設置して終わりというわけではなく、いかにこの制度を活用して、「地域とともにある学校づくり」を進めていくかが重要になります。

本市では、コミュニティ・スクールとして積み重ねた活動を核に据えて、学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程<sup>※28</sup>」の実現に取り組みます。

コミュニティ・スクールにおける諸活動は「児童生徒に身につけさせたい力は何か」という視点で行います。本市においては外国籍住民が多く生活しているため、必要に応じて外国籍住民から学校運営協議会委員を選出して学校運営に意見をいただくとともに、児童生徒の多文化共生にかかる教育の推進に役立てていくことも期待できます。

### ○学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の考え方



※ 高校教育については、従来の事象的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

出典：文部科学省資料「地域と学校の連携・協働の推進について」

<sup>※28</sup> 「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、学習指導要領における重要な事項の全ての基盤となる考え方が「社会に開かれた教育課程」で3つのポイントとして示されている。  
ポイント①：よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有します  
ポイント②：これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成します  
ポイント③：地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現します

## ②市の教育が目指す将来像との整合

児童生徒の資質や能力を健やかに育むためには、学校だけでなく、地域、保護者と連携して取り組む必要があります。今回実施したヒアリングにおいて、未来を生き抜く児童生徒には、「課題発見力」、「目標をたててしっかりこなしていく能力」や「いろいろな人とコミュニケーションをとれる能力」が必要であり、そのためには、地域の人々と触れ合う機会を増やし、さまざまな体験を通して、自己肯定感を高めていくことが大切であるという意見がありました。児童生徒一人ひとりの資質や能力、可能性を全面的に伸ばし、健やかな成長を育むためにも、地域と連携して育てていくという視点は重要となります。

また、生涯学習の視点では、市民がこれまでの経験や生涯教育で学んだことを生かす場として、小中学校がその一つとなり、生きがいや自己有用感の創出につながることを期待されます。

こうしたことから、コミュニティ・スクールは、「夢と自信を持ち自らの可能性にチャレンジする人材の輩出」、「誰もが学び続け活躍することができる地域社会の確立」という、本市の教育が目指す将来像の実現のために非常に有効な制度であるといえます。

### ○コミュニティ・スクールの利点

#### 子どもにとっての魅力

- 学びや体験活動の充実
- 自己肯定感や他人を思いやる心の育成
- 地域の担い手としての自覚の向上
- 安心・安全な生活

#### 教職員にとっての魅力

- 地域住民の理解と協力
- 地域の人材を活用した教育活動の充実
- 子どもと向き合う時間の確保

#### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解
- 地域の中で育てられるという安心感
- 保護者同士や地域住民との人間関係の構築

#### 地域住民にとっての魅力

- 経験を生かすことによる生きがいや自己有用感
- 地域のよりどころとしての学校
- 学校を中心とした地域ネットワークの形成
- 地域の防犯・防災体制等の構築

### (3) コミュニティ・スクールの活用計画

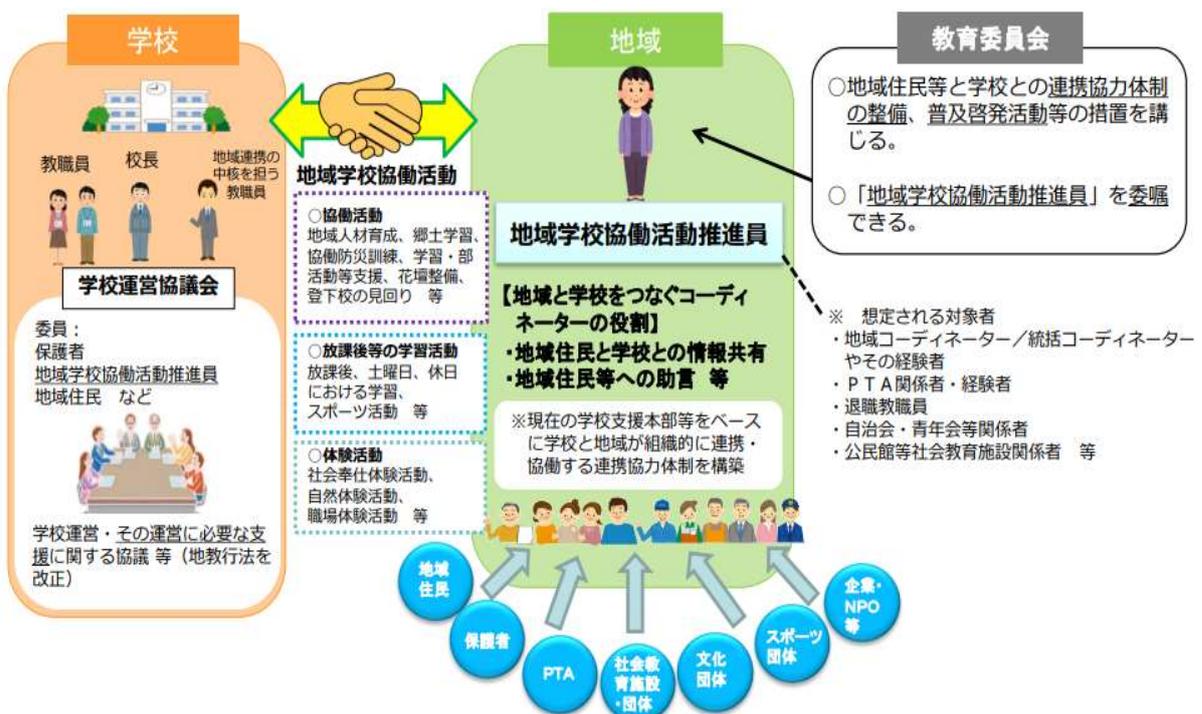
#### ①学校運営協議会設置方針

- 学校・家庭・地域は、学校で行われている活動を「地域とともにある学校」の視点で見直し、地域の特色を生かした取組を行います。
- 学校及び学校運営協議会は、学校の特色や地域の実情に応じて、地域住民、PTA、文化協会、ボランティア組織等と協力して、学習支援、児童生徒の安全確保、その他学校内外での取組を行います。
- 学校長は、学校の経営方針を示した「学校のグランドデザイン」等を分かりやすい表現で提示し、委員や保護者、地域住民等から理解を得られるよう努めます。
- 学校と地域は、連携・協働した活動を展開していきます。学校が地域に貢献する活動をするとときは、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を重視して進めていきます。
- 教育委員会及び学校、学校運営協議会は地域の活性化を促進するため、学校の教育活動等を通して地域の住民同士の交流を深める機会がもてるようにします。

#### ②コミュニティ・スクールの将来像

コミュニティ・スクールを核として「地域学校協働活動」の推進を図ります。「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支えていく、それぞれの活動を合わせて総称したものです。連携・協働する枠組みとしては、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い住民等の参画を図ります。

この「地域学校協働活動」の推進のため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の配置を目指します。



出典：文部科学省資料「地域と学校の連携・協働の推進について」

## (4) これまでの活動と今後の取組

### ①これまでの活動

本市では、本計画に基づき学校運営協議会の設置を推進し、令和2年度に全ての小中学校で設置が完了しました。その後は、各学校にて毎年度2～3回程度学校運営協議会を開催し、地域の特色に応じた取組を推進しようとして試みましたが、令和2年から始まった新型コロナウイルスの感染拡大による影響などもあり、コミュニティ・スクールについては十分な活用を図ることができていないのが現状です。

策定委員会においては「地域の人々が学校に入りにくい雰囲気がある」、「どうやって入ったらよいのか分からない」といった意見も出ており、今後は、学校・地域の関係者に学校運営協議会を設置した目的や背景を改めて理解してもらい、新たなスタートを切ることが必要です。

計画前半の導入期間を経て、計画の後半期間がコミュニティ・スクールの活動の充実・拡充期間となるよう、これまで以上に学校と地域の連携を強化し、地域の声を積極的に活かした特色ある学校づくりを推進していきます。

### ②これまでの主な取組

各小中学校の目指す児童生徒像の実現に向けて、地域と連携した教育活動を推進できるよう、次の取組を実施した。

- 学校経営方針や年度の活動についての説明
- 授業や行事の参観
- 学校評価の結果分析について成果及び課題の提示
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査や生活アンケート等の結果分析について成果及び課題の提示
- 学校評価の総括として教職員、児童生徒及び保護者の三者の学校評価の比較提示
- 次年度の学校経営の重点目標等についての提案
- 学校運営協議会委員の方に、地域に関する内容での授業
- 社会福祉協議会の職員の方や自治会長など地域住民代表の委員の選任

### ③今後の取組

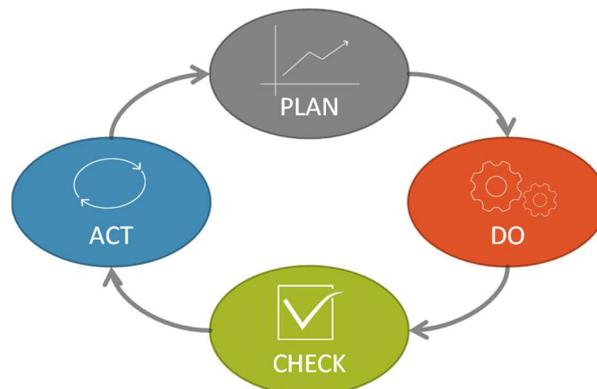
今後は、外部講師による教職員や学校運営協議会委員対象の研修会の開催や、学校運営協議会における外部講師に指導助言をいただきながらの活動などが推進できるよう、検討を進めていきます。

# 第7章 計画の進捗管理

## 1. 進捗管理の考え方

進捗管理の方法としては、PDCA サイクルにより定期的な点検・評価を行います。

【PDCAサイクルのイメージ図】



### Plan=計画



目標を設定し、目標達成のために何をすべきか仮説を立て、プランニングすることです。何をするのか・誰に対してするのか・なぜするのか・どのくらいの量を行うのか・いつまでに行うのかなど基本の5W1Hを更に詳しく分解して考えていきます。

### Do=実行



計画をもとに実行することです。計画したことを意識し、結果が分かるように、時間を測る・数を数えるなど目標を数値化することが大切です。

### Check=評価



計画に沿った実行が出来ていたのかを検証することです。実行した結果が、良かったのか悪かったのかを判断します。その時に、実行で述べた目標の数値化を行っておくと、具体的根拠ができるので検証の正確性が増します。

### Act=改善



検証結果で見えた、課題の解決策を考え改善することです。実行した結果、この計画を続けるか・止めるか・改善して実行するかなどを、この段階で考えます。この時に、次のサイクルの「Plan」を意識して考えることが重要なポイントです。

## 2. 進捗管理の方法

### (1) 本計画に定めた数値目標達成状況の評価

本計画において定めた数値目標の達成状況を毎年度検証し、発見された課題について改善を図ります。

### (2) 学校評価の活用

学校は、学校評価等を通して自校の教育活動等の成果を検証し、学校運営・活動の改善につなげていく必要があります。

中央市の全ての学校は、学校評価（自己評価、関係者評価等）を行い、学校の取組を点検・評価し、教育委員会に報告するとともに保護者等にも公表します。

教育委員会は学校評価の結果を精査し、学校の成果と課題を理解し、必要な指導や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の把握と見直しに活用します。

## 3. 教育委員会の事務点検及び評価

毎年教育委員会の事務の執行の状況について、本計画に基づき点検と評価を行い議会へ報告するとともに、広報紙やホームページ等で公開します。

# 資料編

## 1. 中央市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、中央市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉機関代表者
- (5) 保護者の代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委員を委嘱又は任命した日から教育振興基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月20日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第4条の規定による委員の委嘱又は任命後、最初に開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が召集する。

## 2. 中央市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	池田 充裕	山梨県立大学人間福祉学部人間形成学科 教授	委員長
2	田中 正清	中央市前教育長	副委員長
3	薬袋 貴	市立小中学校校長会会長 玉穂中学校校長	
4	永関 幸玄	市立小中学校教頭会会長 三村小学校教頭	
5	梶田 直美	市立田富第一保育園 園長	
6	井口 太	認定こども園わかば幼稚園 園長	
7	天野 友洋	中央市 PTA 連絡協議会 会長	
8	鷹野 和也	社会教育委員の会 議長	
9	清水 洋	スポーツ推進委員会 会長	
10	佐野 一彦	図書館連絡協議会 会長	
11	原田 廣明	青少年育成中央市民会議 中央市青少年育成カウンセラー	

(敬称略)

### 3. 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和6年12月26日	第2次中央市教育振興基本計画 (中間見直し) 第1回策定委員会	• 第2次中央市教育振興基本計画策定 (中間見直し)の概要について
令和7年2月5日	第2次中央市教育振興基本計画 (中間見直し) 第2回策定委員会	• 計画素案の検討について
令和7年3月3日 ～ 令和7年3月22日	パブリックコメントの実施	• 計画素案に対する市民意見の公募
令和7年3月	計画の公表	—

第2次中央市教育振興基本計画（中間見直し版）  
（令和2年度～令和11年度）

発行日：令和7年3月

発行：中央市教育委員会

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1

電話 055-274-8521

FAX 055-274-7132